

第 7 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 7 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 代 表 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 代 表 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 上 長 正 典 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	会計管理者	尾崎一郎君
一宮市民局長	榎谷米男君	波賀市民局長	松木慎二君
千種市民局長	幸福定利君	企画総務部長	中村司君
まちづくり推進部次長	平瀬忠信君	市民生活部長	小田保志君
健康福祉部長	大島照雄君	産業部長	中岸芳和君
農業委員会事務局長	山石俊一君	建設部長	鎌田知昭君
教育委員会教育部長	藤原卓郎君	総合病院事務部長	花本孝君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 代表質問

議長(秋田裕三君) 日程第1、代表質問を行います。

最初に、公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、西本 諭議員。

10番(西本 諭君) 皆さん、おはようございます。本日の代表質問のトップバッターを務めさせていただきます10番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表して3項目について質問をさせていただきます。

リオ・オリンピックが日本選手団の大活躍で日本中に大感動を巻き起こして幕を閉じ、本日からパラリンピックが開幕します。再び日本選手団の活躍を期待するところではありますが、その一方で、国内においては、迷走する台風10号による甚大な被害が発生し、特に東北・北海道では多数の死者、行方不明者が出ております。お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

さて、最初の質問に入らせていただきます。

社会や経済の急速な変化に伴い、学校現場が抱える課題が複雑化、多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しております。

それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっております。教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化、困難化する課題に対し、チーム学校を構築していくことが必要であることが叫ばれております。

そんな中、奈良県生駒市で部活中に中学1年生の生徒が熱中症で倒れ死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。詳細や責任はともかく、一人の生徒が部活中に亡くなったという事実を重く受けとめてまいりたいと思います。

そこで、市長、教育長に伺います。

教員が担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を見直し、教員業務の適正化を進める必要があると

考えます。いかがでしょうか。

二つ目、部活動は教員にとっても重要な教育の一部ではありますが、心身ともに多くの負担を強いられます。教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導充実を図るべく休養日の設定や地域のスポーツ指導者や退職教員等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めるべきと考えます。いかがでしょうか。

三つ目、教員の長時間労働と働き方を見直し、心身ともに健康維持できる職場を推進するべきであります。いかがでしょうか。

以上、3点について、市長、教育長に基本的な方針について伺います。

次に、火葬場整備計画について伺います。

現在、宍粟市には3カ所の火葬場があります。あじさい苑、しらぎく苑、つつじ苑であります。それぞれ現在は円滑に利用、運営されておりますが、あじさい苑は姫路市との共同使用であります。あじさい苑の火葬炉は平成2年より供用開始しております。定期的なメンテナンスをしても耐用年数は30年程度とのことであります。本年で既に26年経過しているということは、あと数年で改修の必要が出てまいります。平成27年度の姫路市の火葬分は1割程度と聞きます。姫路市との協定はどのようになっていますか。そして、改修等を行うとなったとき、あじさい苑が使用できなくなったとき、現在は一宮・波賀地域で使用しているしらぎく苑には、山崎・千種地域からの火葬の持ち込みはできません。また、新たに山崎地域に火葬場をつくるには、大きな困難も予想されます。どのような計画になっているのでしょうか、伺います。

また、しらぎく苑とJAハリマのしらぎく会館はほぼ一体化しており、使い易い施設となっております。しかしながら、高齢者や障がい者の声として、最後のお見送りに現在ある階段をエスカレーター等で渡れるようにできないかとの声が多い。過去にも何人かの議員が要望したが、厳しい状況に変化はないのか伺う。

次に、今や生活の必需品となったスマートフォンや携帯電話は通話手段としてはもちろん、インターネットに繋がる情報通信手段として多くの人々が利用しているが、扱うデータ量が多くなり、通信費がかさみ、家計に重い負担となっている。

我が党が本年度行った1,000万人の青年政策アンケート調査で、無料で使える公衆無線LANの充実の要望が全国で上位を占めた。公衆無線LANが使える場所を増やす利点は、携帯電話の費用負担を軽減するためだけではなく、観光拠点に配置すれば、観光客が無料で情報収集でき、観光地に訪れやすくなる。また、大規模災害にも重要な役割を発揮する。防災拠点となる自治体の施設に設置することで大き

な力を発揮する。宍粟市としても調査研究し公衆無線LANを推進すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、公明市民の会代表の西本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと、このように思います。

私のほうからは、2点目の火葬場整備計画、さらにまた公衆無線LAN、この御質問について御答弁を申し上げたいと、このように思います。

最初に、火葬場整備計画、この件でありますけども、かねてよりあじさい苑の姫路市との契約につきましては、土地の賃貸借契約を締結をしているところであります。この契約につきましては、3カ年の契約となっております、現在の契約は平成28年度末までの期間と、このようになっておる状況であります。

この契約の中身としては、建物その他工作物等について増改築等による現状を変更する場合は、事前に姫路市に承認を求めなければならない、このようになっておるところであります。

市としては、施設をできる限り長く使用できるように適切な施設管理と計画的な修繕工事を実施しておるところでありまして、現在目立った損傷もなく運営しておるところであります。施設の根幹となる大規模な改修工事、そういったことについても現在は予定はないと、こういうところであります。したがって、契約の更新につきましては、これまでと同様に手続を順次進めていきたいと、このように考えております。

続いて、改修工事等により、あじさい苑が利用できなくなる場合の対応についての御質問であります。これまでも毎年しっかり点検を行う中で、使用の支障にならないよう修繕等を重ねて行ってきたところでありまして、今後も計画的にその修繕によって適切に管理しなければならないと、このように考えておるところであります。

今後、大規模な事故、あるいは災害等により使用できなくなる場合も想定をしておく必要がありますので、その場合の対応として、しらぎく苑やつつじ苑が使用できるよう調整をしなければならないと、このように考えておるところであります。

御質問にあったように、現在のところ、将来的に計画等を必要と、このようには思っておりますが、その時期ではないと、このように考えておるところであります。

次に、しらぎく苑としらぎく会館の階段をエスカレーターにできないかということですが、現状、私もたびたびそのこともお聞きしたり、現状も十分理解しておるところでありまして、だんだん高齢化が進む中で、現状の階段の利用も困難な方も多くなると、このことも十分承知しております。したがいまして、現在は移動のバスでの対応をお願いしておりまして、できる限りバスに乗っていただいて、その利用をしていただいております。

しかしながら、今後、施設利用者の負担軽減、さらにまた利便性の向上、そういったことも非常に大事な部分がありますので、エスカレーターがいいのか、何がいいのか、そういうことも含めて移動方法につきまして調査・研究をしてみたいと、このように考えております。

3点目の公衆無線LAN、Wi-Fiの普及整備の御質問ですが、スマートフォンなどのWi-Fi通信の機能を持った端末の急激な普及が全国的に進んでおる状況、このことは十分認識をしております。

市としましても、観光拠点あるいは防災拠点等において、来訪者の皆さんや地域住民の皆様、スマートフォン等で必要な情報を気軽に入手をしていただける仕組みを整備することは、常々申し上げておりますとおり、交流人口の拡大であったり、増加、さらにまた防災上の観点からも大変重要であると、このように認識をしておるところであります。

現状としましては、市内の指定管理施設のうち、5カ所で無料公衆無線LANが整備をされておる状況であります。

今後、さらにその対象施設を広げていく必要があると、このように考えておられて、国の補助制度を活用したり、あるいは公衆無線LAN整備に関する調査研究もあわせもって今後進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

1点目につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 失礼します。私のほうからは、西本議員の教職員の業務改善等についての三つの内容について、お答えさせていただきたいと思います。

近年、児童生徒の状況や保護者や、また社会からの要請が多様化、さらには高度化する中で、教職員の職務は多岐にわたります。その時間的、また精神的な負担

が増えているというのは私も認識しているところであります。

このような状況を踏まえまして、兵庫県教育委員会では、平成25年に「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」を取りまとめまして提言しているところであります。

本市におきましても、この趣旨に基づいた具体的な方策につきまして、積極的に取り組みまして、教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間がしっかり確保され、教育活動がさらに充実されるよう取り組んでいるところであります。

そこで、まず第1点目の教職員業務見直しについてであります。一人一人の教職員が行える仕事には限度があると思います。そのため、各学校における業務を公立的また効果的に行うためには、特定の教職員に業務が集中することがないように、学校内で適切に分担することが必要だと思えます。ただし、適切な分担のあり方につきましては、一律に、また固定的に捉えられるものではなくて、各学校を取り巻きます環境とか、それから教職員の構成によって変化していくものであると思えます。そういう意味におきまして、絶えずPDCAサイクルの改善を進めまして、業務分担の最適化を追求していくことが最適ではないかと、また重要ではないかと考えます。

こうした各学校の取り組みを支援するために、本市教育委員会では、教職員の事務負担を大幅に軽減しまして、子どもたちと向き合う時間を確保していきたいという願いがありまして、学習指導の情報のベースとなります名簿データが一元管理できます、例えば通信簿であるとか、学習指導要領、さらには出席簿、こういうものの作成に活用できます「校務支援ソフト」を導入しているところであります。また、市内の全学校がデータを共有できるネットワークフォルダを活用するように推奨も今してきましたし、しているところであります。

今後も、勤務環境の整備を進めるとともに、学校における業務のあり方等について、見直しと、さらなる改善を図っていくよう指導していきたいと考えております。

次に、部活動の適正化についてであります。部活動は、御存じのように学習指導要領におきまして、教育課程上に位置づけられてはいませんが、それに準ずる重要な教育活動であると、このように明記されています。

現在も、各中学校におきましては、生徒の心身の健康に十分配慮しながら、スポーツを、また文化活動を通しまして友情や礼儀、向上心、さらにはコミュニケーション能力や思いやりの心などを育成していく、そういう取り組みをしているところですが、長時間、また長期間にわたる過度な部活動は、スポーツ障害とか心に疲弊を来す原因になる恐れもあると思えます。

そこで、本市におきましては、開かれた部活動に向けて地域の外部指導者の活用を進めたり、平日では最低週1回以上、また土曜日・日曜日等の休業日におきましては、最低月2回以上の「ノー部活デー」というのを実施することで、休養や適切な規則正しい生活に繋げて、けがの防止や効率的な活動に繋げるように取り組んでおりまして、現在それぞれの中学校でもこれを実践してもらっているところであります。

今後も、教職員の家族との触れ合い、また趣味等の時間を確保するように、生徒、また教職員の心身のリフレッシュを促せるように指導してまいりたいと思っております。

最後、3点目は、勤務時間の適正化についてであります。教職員の定時退勤日を週1回設定して、実施してもらおうようにしております。その完全実施に向けましては、教職員の職務、それから勤務時間に対する意識を改革するよう、働きかけているところであります。

また、それをさらに推進するために、教育委員会事務局、また管理職だけでなく一般の教職員も参加する宍粟市勤務時間適正化推進会議を今年度から年数回開催しまして、立場を超えて忌憚のない意見を交換をし合ひまして、教職員による主体的な勤務時間の適正化が実施されるように積極的に今後も取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） ありがとうございます。私も総務に所管しておりまして、所管の教育委員会なんで詳細は別にしまして、大まかな意味で私の信条を訴えさせてもらうような感じになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今はチーム学校という声はずっと叫ばれておりますけれども、いじめや不登校、そして事故など、いろんな形で問題があるわけですけれども、教員の要するに勤務、これについては私も以前も一般質問等でやってはおるんですけども、本当に子どもと向き合う時間をたくさんとってほしいという思いから、できるだけ軽減していきたいという思いがありますので、よろしくお願ひします。

先ほど出ましたけれども、2014年に調査した34カ国地域の中学校教員の各国別の平均勤務時間、これは大体1週間で38.3時間が34地域での平均だそうです。ところが、日本はそれの1.4倍の53.9時間というデータが出ているわけでございます。しかも、学校スタッフに占める教員の割合というのが、アメリカではスタッフ全体の

56%が教員、英国では51%、日本はスタッフの一員としての教員が82%という形で非常に重たい荷物を背負ってるというようなデータ的には出ております。これは、国も県も一生懸命改善していこうと、今教育長も言われましたけども、そういう方針で向かっておるとは思うんですけども、そういうデータのもとに、もっともっと教員が子どもたちと向かい合う時間をとれるようなものにしていただきたいということです。

さっきの最初の質問にも出しましたけれども、熱中症で中学1年生が亡くなったと。奈良県の生駒なんですけど、私が前回の一般質問でジェネリック医薬品のあれを紹介したところなんです。非常にいいことと悪いことが重なっているんですけども、ここもちょっと新聞の記事によりますと、3人でふだんは見ているけども、たまたまそのときに担当の人が試合で出ていっていなかったと。ほかの人が見たときに、30分ランニングするんだけど、普通15分ランニングして水分を補給して、また15分という形でやるところを、そのままぶっ通しでやったというふうな話です。まだ、どうなのかはっきりわかりませんが、出ておりましたので、やっぱりそういう3人でやっても、連携がとれてないということで事故が起こった可能性が、可能性ですけどね、があります。

ここ最近の新聞では、8月29日に青森の男子がいじめを苦に自殺、そして8月31日は青森の中学2年生の女子が嫌がらせ等があって自殺と、そして、9月3日の新聞には名古屋の中1の自殺がいじめによるものだと認定されたという形で、ここ1カ月ぐらいでこういう情報がすごい出ております。

いじめに関しては、いずれも事前にシグナルが出とんです。相談したり、またいろんなシグナルが出ているのを見逃しているという状況があって、大事に至っているということがどんどん明らかになってきてますんで、そういう意味でやっぱり教員も一生懸命やられているんですけども、やっぱり手が回らない部分があるという状況がございますので、教育長、その辺の状況をどう感じられておられますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） たくさんあったように思うんですけど、スタッフの件ですが、これはおっしゃるとおり日本は82%が先生ということなんですが、これは文科省の決めております定員に応じての部分なんで、これは仕方ない部分があるんですけど、それ以外に議会等でも承認いただきまして、介助員とか支援員というのをたくさん宍粟市はつけていただきまして、発達障害やまた特別に支援の要る子どもたちの指導に当たっているということで、この部分はかなりおかげで配置できて喜ん

でいるところであります。今後もこういう子どもたちが増えますので、その部分が増えていくんじゃないかなというふうにも思っております。

それから、熱中症の部分であります。昨日もちょうど校園所長会がありまして、話をしましたが、今年は大栗市では一人もいなくて、大変喜んでおるんですが、それぞれの例えば中学校の部活動につきましては、どの部につきましても最低2人体制をとるということで、夏休みの練習等も休暇をとることもありますので、部活動を行う場合は、必ず誰かがつくという体制で、この熱中症対策も行っているところであります。

それから、いじめにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、心のサインを見逃さないということ非常に大事にしていきたいということと、今年度はいじめに対する解釈について、本当にもう、ちょっとそのサインが見える、また子どもたちからの訴えがあったことについては、全ていじめとして報告してくれということで、委員会でも上げているんじゃないかと思うんですけども、例年、学期ごとに13、14件いじめについては上がってきております。ところがこの1学期は、数を聞かれるとびっくりされるかもしれませんが44件上げてくれました。これは本当に子どもたちの今言いますサインから少しでも苦痛を感じる、少しでも嫌な思いをしたというのも全て上げて、それを教育委員会に上げてもらうて、学校で全て対応していくということで、昨日も校長にもそういう理解をしてもらったということで、お礼も言い、またそのことが教職員にも理解されて、このようにささいなこと全て上げてくれるというふうな体制がとれましたので、今後もいじめのことにつきましては、小さなことからきちっと対応していきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、熱中症のことですが、大阪でしたか、体育館で熱中症になりまして、後遺症が出たというようなことがありました。これは、学校また教育委員会の体育館の温度をはかるための温度計等を設置していないということで、注意義務違反ということで言われたわけですが、大栗市でも各体育館とか武道場に全て湿度計、温度計を設置しまして、温度が何度になったら休ませるとか、部活動をとめるとかいうふうな対応もしているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 大栗市では事故がないということで、本当に安心しておるんですけども、いわゆるいじめ問題にしる、教員が一人の生徒と向き合う時間と言いましたけども、やっぱり児童生徒の心というのは非常に日々揺れ動く状況であっ

たり、また、思いがいろんな形であります。体調、前夜家庭で遅くまで起きていたとか、いろんなことがございますので、それに気がつくような、そういうくらい向き合って、じゃあ、このスポーツならスポーツはやめておいたほうがいいんじゃないとか、そのぐらいのしっかり見れる体制をとっていただきたい。

それから、教員自身のゆとりという部分では、さっき教員業務をいろんな形で時間がかからないように改善、システムとしていってるという話もございましたけれども、やっぱり私も教員のことにはわからないんですけれども、授業の準備であったり、テストづくりであったり、採点、学校行事、また部活、成績評価、それから保護者対応、PTA行事の準備とか、いろんな形で得手、不得手は関係なくやっていかなきゃだめだということがございます。

特に、教育長ね、給食費の滞納があります。それなんかはやっぱり担当の教員が徴収に回られているんだと思いますけれども、長野県だったかな、先行して、要するに教員じゃなくて、自治体のほうにお願いしたというところですけどね、先行して業務移管を実施した自治体からは、学校では1カ月当たり3、4日分の仕事量が減少したとする報告もあったと。教員の勤務時間で大きな割合を占める部活の部分では、休養日もという形で、要するにこの給食費も先行してやったところについては、1カ月で3、4日分の仕事量が減少したということがございます。

そういう意味で、今、本当にできることは一生懸命やっておられると思いますけれども、一番大事なものは、子どもたちと向き合うこと、教員としてね、いうことが大事なんで、その辺はまた是非推進していただきたいと思います。

教員の部活のことなんですけども、朝練、日々の部活、土日の練習、遠征、試合、大会、いろいろ続くわけですね。私も子どもが中学のときにいろいろお世話になったんですけども、その当時、部活離婚というかね、新婚さんがおってね、部活離婚というのが言葉に出てきたんですよ。ふだんの日には本当に夜遅くまで、8時、9時まで仕事をし、土曜、日曜になったら試合や何やら言うて出ていく、家における時間というのはほんのわずかということで、新婚さんだった家庭で、これは本当に部活離婚かわかりませんが、そういうふうにささやかれたぐらい本当に部活を一生懸命になって、強くしよう、強くしようと思えば思うほど、そういうことに熱中して出ていく、その分が負担がかかるということがございますので、できることからやっぱりスタートしていただきたいという思いでございます。

教育長、もう一度、全体的な話としてお願いします。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど市内では熱中症とか、いじめによる大きな出来事が起こっていないということをお願いしていたんですけども、これはいつ起こるかわからないというのが現実でありますので、私たちはもちろんですけど、学校現場も日ごろから気を引き締めて取り組んでもらっているということで、今はないんですけども、こういうことが起こらないように、今後も十分気をつけ合いながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、ゆとりの時間をということですけども、最初にも答弁しましたように、役割分担をしっかりとしながら、一人の人に校務分掌等が重なって負担が増えることのないように今後も配慮していきたいと思っております。

それから、給食費の滞納につきましては、ちょっと部長のほうであと答えてもらいますが、部活動のほうですが、やはり確かに負担が多いんですけども、私の経験から言えば、部活動をしていたおかげで、この年になってもたくさん子どもたちと触れ合うことができますし、厳しいことを言われた、叱られたと言われもってでも、一緒にお酒を飲んだりするという、非常に今となってはいい思い出としてしか残っていないんですけども、今、校長先生等にもお願いしておるのは、部活の勝ち負けだけにこだわるのではなくて、やはり日ごろの練習の価値、値打ちのほうですね、こっちの日ごろの子どもたちの取り組んできた価値にもしっかりと目を向けてやってもらって、選手だけじゃなくて、控えの子どもたちも同様に一緒に時間をやっているわけですから、その価値観を大事にする指導に力を入れてほしいというお願いもしているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうから、給食費の徴収についてお答えさせていただきます。

通常、給食費につきましては、口座振替によりまして当月分は校長先生の口座に入るようになっております。滞納分につきましては、給食センター職員、また教育委員会が担当して行うようにしております。その点については学校の先生のほうに負担はかけていないと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 9月1日というのは、子どもたちの自殺が一番多い日ということで出ているんですけども、過去40年間の18歳以下の自殺者を日別で見た場合、

9月1日は131人というところで、一番9月1日という日が多いんですよ、生徒が自殺したというのがね。

これはフリースクールということがあるんです。もう御存じだと思っんですけどね。学校は休んでもいいだよという、そういうところなんです。夏休みに非常に羽を伸ばして元気だった子が、明日から学校となるとすごく落ち込んで、そういう形で命を絶つとかということで落ち込んでしまうということがあるわけですけども、学校に行くことだけが全てじゃないというフリースクールという、宍粟市にあるかわかりませんが、そういう考えもあるんでね、また、それも加味しながら、教育行政をお願いしたいと思います。

市長、一言全体の今の話の中で、思いをお聞きできますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御質問いただいたことに対して教育長も御答弁申し上げたとおりであります。子どもたちのありようも時代とともに非常に変わってきている現状であります。そういう現状をしっかりと認識しながら、行政として、あるいは教育行政としてどういったことが一番的確に対応できるのか、そういったことも踏まえながら、健全な育成に努めていきたい、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 次に、火葬場のことでございますけれども、先日の総務の資料として出てきたんですけども、第二次行政行革大綱の資料として出てきて、ちょっとあるんですけども、宍粟市はしらぎく苑一本にできないかということを考えていたみたいなんですけども、結局、それは計画が中止という形になっております。

姫路市については、大規模改修のときには姫路市外への設置は打診されているというふうに報告書が出ております。さっき言いましたけども、火葬炉ですけども、30年というメンテナンスをしながら、うまく使っているとは思っんですけども、やっぱり耐用年数ってあつたります。そのときに、例えば壊れたときに、しらぎく苑には山崎、千種からは持ち込めないと。そして、また姫路も姫路市内にはもうつくらないということを言っているわけなんで、市長、まだそういう余裕があるというふうな話をしましたけど、もし、しらぎく苑との話がうまくいかなかったり、山崎なりに新しく建てるとなったら、相当な時間といろんなものが必要だと思っんですけども、計画は今早目にやったほうがいいとは思っんです。それで、そんな余裕はないと私は思っんです。平成2年から稼働してますから、26年たってます。一応

メンテナンスしながらですけど、30年ぐらいはそのままだと。それ以上は可能かもしれませんが、しかし、今度あじさい苑をやめるとなったときに、どこへ行くんだと、どうするんだという話がたちまち沸いてきて、そんな余裕はないとは私は思うんですけど、市長、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭御答弁申し上げたとおり、今、26年たっておる状況で、的確な修繕や小修理も対応しながら、耐用年数としては恐らく50年、60年は全体の建物としてはあると、このような認識をしておるところであります。繰り返しのようになりますけども、万一、大規模な災害、あるいは災害、これも想定でき得ることでありますので、先ほど申し上げたとおり、しらぎく苑あるいはつつじ苑、そういったことが使用できるよう調整を今後しなければならない、このようには認識しております。

しかしながら、現段階で将来的に計画が必要と、このようなことでありますが、現状を踏まえたときに、今その時期ではないと、私たちはそのように判断しております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） ただ、災害なり事故とか、そういうのは別にしましても、姫路市との話し合いとか、そういうのは水面下で、また地域とのあれもやるべきではないかと、私は考えております。そういう意味では、しらぎく苑がうまく使えれば、一番いいんだと思うんですけども、その辺の話し合いもまたやっついていかないとだめだと思います。

それから、しらぎく苑としらぎく会館の階段のことでございますけれども、これは是非高齢化が進む中で、本当に目の前に見えるんです。そして、バスに乗ったらすぐおります。しらぎく苑の駐車場もそんなに広くはないです。そういう意味で何とかJAハリマさんとお話をうまくしていただいて、何とかエレベーターなり、エスカレーターなり何らかの形で、足が不自由だとか、障がい者の方にスムーズにお見送りができるようにできないものかということを考えるんですけど、何とかできないでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しのようになりますが、そういう施設利用者の負担軽減、そういった観点、あるいは高齢化の問題も含めてJAもいろんな役割分担がありますので、今後話し合いしながら調査研究を開始していきたいと、このように思ってお

ります。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 公衆無線LANの話でございますけれども、私もそんなにこういう機器は得意じゃないんで、詳しい話は全然わからないんですけども、若者の1,000万人のアンケートの結果が無線LANが欲しいという形で是非若者の意見を聞いてほしいということでございますので、これは若者だけじゃなくて、さっき出ましたけども、災害、今熊本地震があったんですけど、その被災地の避難所とかには全部無線LANがついていますという情報も聞いています。

そういう形で何とか観光客も呼べる、そして何かあったときに役に立つ、そういうもので、テレビなんかを見てましても、訪日外国人が来たときに、どうやって来ましたかというたら、必ずインターネットで引いているんですね。友達から聞いたとか、いろんな形でやるんですね。それで情報を得て行きますんで、それが当たり前になっているみたいです。私はそんな機器は使いませんけどね。だけど、そういう無線LANがあると本当に助かりますという形で、是非それはちょっと先進的な事例として研究していただきたいという思いでございますので、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほども御答弁を申し上げたとおりであります。今日的な状況ではWi-Fiの普及というのはある意味の命題の一つだと、このように認識しておりまして、観光振興あるいは防災、そういう両面から必要なところから順次進めていくと。国も2020年までにというような方針を出しておる状況でありまして、国の補助制度なんかも今後どんどん出てくるだろうと、このように考えておりますので、あわせもって研究しながら、できるところから進めていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） これで、公明市民の会、西本 諭議員の代表質問を終わります。

続いて、会派真正会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 7番、東でございます。通告に基づき代表質問を行います。

今回は、宍粟市の教育について、教育長に問います。

文部科学省による小学6年生と中学3年生を対象とした平成27年度の全国学力学習状況調査の結果があります。この結果の数値などは児童生徒の学力や学習状況の

全てをあらわすものではありませんが、宍粟市の小学6年生の場合、国語、算数、理科が全国、兵庫県より低い。中学3年生の場合、国語Aは若干低く、国語Bは同等、数学はA・Bとも少し低く、理科は同等となっているようです。

また、生活習慣と学力の関係もある中で、生活習慣調査における本市の児童生徒の特徴としては、よい結果が出ているようです。学力向上のポイント、また家庭や地域の協力体制もあるわけですが、今後においてさらなる学力向上に向けた取り組みの必要性は言うまでもありません。

そこで問いますが、今後において、宍粟の教育、いわゆる宍粟市独自の取り組みは望めないものでしょうか。

いつも掲げていることに、知・徳・体、またこころ豊か、たくましく生きる力を持つ、自ら学ぶがありますが、このことは全国どの市町村でも掲げているものと思います。

そのような中で、本市においては、教育研修所が本年度より波賀市民局の一角から旧野原小学校へ移転しました。移転に際しては、改修関連、備品購入とあわせて約3,400万円の費用を要しました。そして、100名以上が収容できる研修ホール、三つの小会議室と同時にさまざまな機能強化が図られているようです。関係する方々は心も新たに熱い思いでさらなる前進、充実を期しておられることと思います。

そこで、これを機に、本市は兵庫県に準ずるのではなく、宍粟市として教育に関して本市独自の方針は打ち出せないものでしょうか。

御案内のとおり、研修所の事業には、1.教育関係職員の研修及び研修助成に関すること。2.教育に関する専門的・技術的事項の研究及び調査に関すること。また、教育委員会が必要と認めた事務に関することとあります。

教育委員会、研修所、そして学校は当然として、一体となつての取り組みを大いに期待するところですが、前述の宍粟市独自の方針として、例えばですが、一つ、幼稚園において立腰教育を実施する。二つ、小学生においては長い夏休みの間に一回り大きくなるように仕掛ける。例えば、通常の宿題を少なくして、高学年は自分で計画を立てて、その計画を遂行させる。低学年は、保護者とともに一つの事柄をやり遂げる等々。また、自然学校においては2泊3日に縮小して充実をさせる等々。3.中学校においては、部活動は部活動本来の目的に立ち返る。朝練習は常態化していないのか。日曜日・祝祭日の練習が常態化していないか。対抗試合や成績だけを見ていないか。以上、3点はあくまでも例です。

このような例を挙げると、何か時代の流れに逆行するかのようにとられるかもし

れませんが、あくまでも学力向上への取り組み、このことは当然であり、必須であることは言うまでもありません。

本市教育委員会としても、しそく学校生き生きプロジェクト事業で平成27年度、これは約600万円を要して学校長を中心として特色あふれる学校づくり、いわゆる学校現場の主体的な取り組みがなされているところですが、要は、宍粟独自の方針は望めないでしょうかということです。

児童生徒は、一人一人個性を持っており、素晴らしい能力を持っております。その個性・能力を存分に伸ばし、生かしてほしいものです。

同じ兵庫県でも、宍粟市と、例えば神戸市とではいろいろと条件が異なります。よって、宍粟市にできる宍粟市独自の教育方針です。その結果、他市町村から宍粟市の教育は素晴らしいと評価される。そして、当然のことながら、宍粟市の学校ではいじめも不登校も一切ないと。さらには、安心安全の面でも学校給食における異物混入等は一切ないと、そのようなことを望むところです。

教育長としての思い、そして今後の方針を問います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 東 豊俊議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 失礼します。東議員の宍粟市独自の教育の取り組みについてという代表質問について、お答えいたしたいと思えます。

宍粟の教育には、多くの魅力があると私は感じております。具体的に申しますと、豊かな自然と温かく、そして熱心な地域から学べる教育環境があります。また、少人数を生かした丁寧な学習指導ができる。さらには、児童生徒理解に基づきます丁寧な生徒指導などが挙げられるのではないかと考えております。

今後も、これらの多くの強みを有効に活用していくとともに、市民の皆様への広報にも積極的に取り組みながら、近隣市町に誇れる教育の創造に向けて努力していきたいと、このように考えております。

さて、義務教育上の課題につきましては、学力保障の問題、それからいじめ・不登校の問題、また体力・運動能力の問題、それから人権教育推進上の問題、さらには小学校における外国語活動の拡大やアクティブラーニングに代表されるような新しい教育概念に係る課題など、今後取り組んでいかなければいけない課題も山積しているのが現状であります。

しかし、これらの課題は、全てが同じレベルで緊急度があるかといえそうです。

なくて、地域によっては、または学校によっては取り組んでいくべき優先順位が違うのではないかと思います。

そこで本市におきましては、先ほど御指摘いただきましたように、平成26年度から、学校がそれぞれの課題や運営ビジョンをもとにしまして、特色ある教育活動を推進できるように「しそう学校生き活きプロジェクト事業」をスタートしているところであります。

これは、各学校が特色ある学校づくりのビジョンをもとにしまして、その年度の計画を立ててもらいまして、その計画に対しまして市教委がヒアリングを行いまして、十分精査をしまして、必要な予算措置を講じていくというものでありまして、その中では、特にふるさと宍粟を愛する心の育成ということに視点を置いた取り組みも実践してもらっているところであります。

また、市独自に取り組んでおります事業としましては、具体的に例を挙げますと、理科おもしろ実験教室、それからICT教育の推進、それからこの間から新聞で報道されておりますイングリッシュコーディネーターの配置、それから専任の教育研修所長の配置、また、いじめ問題対策委員会の設置など創造性あふれる宍粟の教育を行っております。

これらは宍粟市独自の取り組みの1例であります。これからも地域、また保護者の皆様から意見をいただき、積極的に取り入れながら、宍粟の地域性を有効に活用しまして、市独自の教育環境を大いに活用して、明日の宍粟を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりに今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 教育長から通り一遍の答弁をいただきましたけども、私が例えばという話をしましたけども、その辺には答弁で全く触れていないのはどういうことですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 例えばの部分の立腰教育という部分から申し上げますと、これは幼稚園に限らず、小学校、中学校でも立腰教育は大事なものであるということで、こういう取り組みは日ごろからしております。

それから、小学校におきます宿題であります。この宿題をなくすというのは、やはり40日以上のお休み中の宿題を少なくするというのは、学習習慣の確立の点と、

実際に宿題をなくして休みを過ごさせた担任の先生がいたんですが、これが大変なバッシングを受けまして、それはやっぱり難しいということ。やはり学習習慣をつけていくということが先ほどの西本議員の意見にもありました自殺、2学期の学習習慣の部分でつらい思いをする子もあるということで、これはやっぱりし続けていくべきだなと思ったりしております。

それから、保護者とともに何かをやり遂げるということにつきましては、これは提案はしておりますが、現実的になかなか共働きの方とか、お盆のころにということもありますが、それは家族がたくさん帰られるというようなことでなかなか難しいんだという意見も聞いております。

それから、自然学校における縮小につきましては、これは県の方針で予算もついておりますので、市独自の縮小はちょっと難しいというふうに考えております。

それから、中学校の部活動につきましては、朝練が常態化しているのではないかとということにつきましては、先ほども申しました週1回のノー部活動デーをどの中学校も設置しておりますので、週1回の朝練はありません。また、今週末には体育祭がありますので、朝練は全てなくして体力回復とか、体育祭に向けての取り組みにしているというふうなこともあります。

それから、日祭日の練習につきましては、これも月に2回以上は子どもたちを休ませてほしいということをお願いし、実践していただいているのではないかと思います。

それから、対外試合や大会につきましては、成績だけを見ているのではないかとことですが、これも勝つことだけにこだわるのではなくて、日ごろの子どもたちの実践、取り組み、同じ時間をやっておるわけですから、取り組みの値打ちということで、価値のほうに重きを置いてほしいということもお願いしているところであります。

そういう例の部分につきましてはのお答えとさせていただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 例えばの件で答弁をいただきましたけども、教育長、先ほど立腰教育はやっているというふうに答弁されたんですが、そうですか。教育長も教職をとられたことあると思うんですけども、私もたまたま小学生と接することが多いんですけど、また、小学生の集まる場所へ行く機会が多いんですけども、小学生が座るときに、お尻をついて、足を前へ出して足を曲げて、そして両うでで足を抱かえて背中を曲げて座っている。それが今の小学生の座り方ですよ、中学生に

しても。いわゆる例えば体育館が座ったりする場合、今、そうやって座っています。完全に腰が曲がったり、背中が曲がった状態で座ってます。立腰に関しては教育長に説明するまでもないんですけども、ちょっと立腰と今の子どもたちの生活の座った状態が正反対になっているんで、ちょっと信じられませんね。

それと、小学生が立つときに爪先を開かずに、こういう立ち方をするケースが多いです。こういういわゆる爪先を開いて立つ姿が少なくなってます。いわゆる俗っぽい言い方をすると内股といいますか、こういう小学生が非常に今増えています。これはいわゆる立腰で直るんじゃないかなという思いがあります。

これは立腰の場合はもう小学生になる前から既に始めないと、小学生になってからでは遅いんですよ。その辺は教育長は十分御存じのはずなんですけどね。ですから、今、立腰やってますよと言われたんで、ちょっと本当ですかというふうに思いますので、その辺もう一度お願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、東議員が御指摘いただいた座っているときというのは、これは小学校も中学校も体育座りと一般的に言うんですけども、座ったときに膝を出してこう座るといって、それが集会とかのときに座る姿勢なんですけども、私が理解しておりますのは、立腰教育というのは、いわゆる教育者であり哲学者の森 信三先生が提案されまして、椅子に座るときのことやと私は理解しておったんです。ですから、授業中等椅子に座っているときに、やっぱり背中が丸くなる、これは意欲とか関心とか学習に向かう姿勢としてはふさわしくない、椅子に深く座って背筋を伸ばして座ることで、学習に対する集中度も意欲も湧くということで、授業中には姿勢を正してということで、立腰教育という言い方はしてありませんが、授業中につきましては各担任の先生が必ずそういう声かけをしております。こうしなさいというんじゃなく、ああ、この子の姿勢はきちっと背筋が伸びていい姿勢だねという低学年とか幼稚園につきましては声かけすると、子どもたちは、ああ、あの子褒めてもらっている、僕も、私もこうしようというようなことで取り組んでおりますので、立腰教育という言葉では指導してありませんが、姿勢を正して、いい姿勢で学習をしようということにつきましては、幼稚園、小学校、中学校も共通しての取り組みは進めているというのは確信しております。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 直接ではなくて、間接的に行っているというふうに捉えたらよろしいね。これは、先ほども申し上げましたけども、本来は小学生になるまでに、

例えばの例を言いましたけども、全幼稚園でそれを実施すると、小学生に入ったときには皆さんがそういうふうに行っているという結果になりますので、教育長はもう全部御存じのはずなので、あえて申しませんけども、非常に立腰というのは大事なことで、しっかりまた今後、できれば取り組みとしてお願いをすればどうかと、こんなふうに各学校長、また、幼稚園長にその辺を強制はできないかわかりませんが、教育長として取り組むように、また指導、指示をすればどうかと、こんなふうに思います。

それから、小学生の宿題の関係ですけども、これは学習習慣が損なわれる恐れがあるのでということですけども、それは確かにそうなんですけども、先ほども触れましたけども、教職員も小学生もどちらにも負担がかかるようではだめですよという意味なんですよね。ですから、宿題をなくしてとか、そういう意味ではないんです。極端な意味ではなくて、お互いに負担がかかり過ぎたらよくないんじゃないですかということだったんですね。その辺をやっぱり工夫をして、いわゆる繰り返しになりますけども、宍粟市独自の何かをつくり上げたらどうですかという意味だったんですね。その件、どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） まず、最初の立腰教育であります。今、御指摘いただきましたように、言葉としては理解していない先生も多いと思いますので、特に幼稚園、保育所をはじめとして、この部分についての効果とか、そういうものは伝えていけたらいいんじゃないかなと思っておりますので、今後の学校園所長等の会でも、また研修の中でも伝えていくようにしたいと思います。

それから、宿題につきましては、学年に応じて負担がかからないことを先生方はこれまでの経験を通じて大体学んでおりますので、小学校1年生、また進学を前にする中学3年生という部分では量をいろいろ工夫して取り組んでいると思います。

さらに、宍粟市独自という取り組みと言われますと、今ちょっと頭に浮かばないんですけども、図画工作であるとか、美術、それから理科、それぞれの中で自分で課題を見つけて、自分でやりたい取り組み、自由研究という取り組みをしておりますので、多分体育祭とか運動会の後の体育館には、そういう夏休みの研修の成果を小学校も中学校も出してもらおうような発表会もしております。今のところ、ちょっと今それしか思い浮かばなかったんですけど、そういう自由研究の取り組みはどの学校もしているというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 大いに取り組んでほしいと思います。先ほど小学校の宿題の件もですが、要は、特に小学校では、学校の先生が、教職員が職務に追われて、何かを考え出す余裕もないんじゃないかなと、こんなふうに思うので、いわゆる先ほど言いました独自のことを考え出す余裕がないんじゃないかなと。ですから、いわゆる先生が忙し過ぎるということは、結果的には生徒にはマイナスになってくるんじゃないかなということだったんです。

それで、中学生の部活のことになりますけども、先ほど週1回は朝練はなしにしよう、月2回は日曜、祝祭日はなしにしようということですが、これは本来に立ち返るということをお願いしたと思うんですけども、教育長は先ほど西本議員の答弁で、部活は必ずしも教育活動には含まれてないと。だけど、それは準じてやらなきゃいけないということだったんですけども、部活の本来の目的に立ち返る必要があるんじゃないかなということだったんです。

これは過去の話ですけども、ある中学生の親が日曜日の部活を休みたいというふうに部活の担当の先生に電話をすれば、それは困りますねと言ったそうです。だけど、家庭の事情でしたら、やむを得ませんけども、本来は休まれては困るんですよと、こう言われたらしいですね。本来は休まれたら困るんですよと。だけど、家庭の事情だったらしょうがないですねと言われたようです。

私は、その話を聞いたときに、おかしいんじゃないですかということをお願いしたんですけどね。そんなことが本当に今もそんな状態で、いわゆる常態化していたら、これはおかしいんじゃないかなと思います。

先ほども言いましたけども、当然いい成績をおさめることは十分大事なことですけども、勝つために一生懸命練習するのと、一生懸命練習した結果、試合に勝つ、全然違いますね、これは。全然違うんですね。ですから、今の部活が前者、後者、どっちになっているかをやっぱりしっかり見極めなきゃいけない。もちろんスポーツに関して優秀な人をどんどんどんどん伸ばしてやって、この前終わりましたけども、オリンピックはオーバーですけども、どんどんその才能を伸ばしてあげる、これは大切なことですけども、全ての人がそうはいかないということです。その辺を担当者が、また学校が、教育委員会が間違っただけを示すと、子どもにとってはこれは苦痛になったり、家庭にとっても苦痛になったり、担当する先生にとっても苦痛になったりする場合がありますから、その辺をお願いしたんです。本来に立ち返るということをお願いしたい。いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 部活の練習を休むことについて、それは困るというような発言は多分かなり昔の話であったというふうに捉えておりますし、私も長いこと部活をしてきたんですけども、20数年前はそういう感覚があったかもわかりませんが、今は夏休み中も家族との触れ合いを大事にする時間を確保するという、これはずっと私も言っておりますし、校長も理解してくれておりまして、各部活の担当もそのように理解しておりますので、夏休み中に家族旅行に行くというのを遠慮しないで申し出れるような環境は今つくと、このように思っております。

ただ、大会があるときに休まれるとつらいというようなこともあるんで、どういう言い方をするかはわかりませんが、その部分につきましては理解をみんなしていると思っております。

それから、部活動の目的という意味では、今おっしゃったように、勝つためという部分では、やっぱり上へ上へ、それこそ全国大会やオリンピックを目指したりする目標を持っている子もおります。でも、一般的には練習の成果を発表する場としての大会であると思っておりますので、戦う以上は勝利を目指したいわけですが、なるべくどの子も試合に出られるような環境はつくるようにみんな工夫しております。ただ、練習試合と本大会との違いがありますので、その部分については子どもたちも保護者も先生も試合の部分では目標は一つになる部分ではないかなというふうにも思っております。

しかし、いずれにしましても、やっぱり部活動というのは先ほども申しましたように、友情であるとか、思いやりであるとか、忍耐力であるとか、さらに向上心を持って、さらにコミュニケーションを高めるとか、さまざまな効果があると思っておりますので、行き過ぎないように今後も先生の負担、それから子どもの負担、家族の負担も十分配慮しながら取り組むようにしていかなければいけないと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 全て教育長は御理解をされていると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も試合とか、勝ち負けとかということには40年以上かかわっておりますので、その辺は自分自身もよく理解しております。ただ、部活に関しては、やっぱり本当に大事なことなんでね、大事なことなんで、しっかりやっていただきたいと、こういう思いだったんですね。それで例えば試合前に休まれたら困る、練習のときも休まれたら困るということがありますけども、例えばあの子はよく休むなあとかね、あ

の子は来ないとか言って、先ほど申し上げましたけども、それがいじめとか、そんなことに繋がったら、これは大変なことになりますからね。何回も申し上げますけども、あくまでも本来の部活の目的、これを決して逸脱しないようお願いをしたいと思います。

それから、その続きになりますけども、いじめ・不登校の件で、先ほど当然のことながらと申し上げました。当然のことながらいじめ・不登校はないというふうに申し上げましたけども、その当然のことながらというところをしっかりと今後学校園においてやっぱり徹底をしていただきたいと思います。あるほうがおかしいんですね、これは。いじめとか不登校があるのがおかしいんですね。ですから、どうしよう、どうしようとするんじゃなくて、ないのが当たり前という考えに立って取り組まなきゃ全くなくなれないと思います。

それから、学校給食についても異物混入は当たり前のことながらと申し上げました。混入がないのが当たり前なんですね。あるほうがおかしいんですね。ですから、当然のこととか当たり前のこととか、それができないようでは、しっかりやっているとは言えないということ、その辺をきっちり認識していただかないと、前へ進まないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、御指摘のありましたように、当然のことながらとか、当たり前というのは本当に大事なことだと思っております。当たり前のことを当たり前にするというのはなかなか難しい部分があるわけですが、今御指摘いただきましたように、いじめ、不登校のない学校づくりというのはもう当然でありますし、そのための環境、それから仲間づくり、また学校の中における取り組み、触れ合いの時間、そういうものを本当に今後も大事にして、そういういじめ・不登校のない学校づくりに努めたいと思っております。

それから、給食の異物混入につきましても、これは本当にあってはいけないことで、ないのが当たり前であるということも十分認識しておりまして、今給食センターを中心にさまざまな取り組み、この夏休みもいろいろな研修も含めて点検もしてもらったわけですが、2学期も当然のことながらゼロを目指した学校給食のありようを模索していきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） しっかりその辺は教育長として強い態度で臨んでほしいなど、

こんなふうに思います。

それから、これも先ほど自然学校のことで答弁いただきましたけども、自然学校は県教委からの助成もあって、これは今のスタイルを変えるのは難しいという話でしたけども、自然学校は当然自然体験の場であり、集団での活動の場ですよね。それから、長期的な宿泊体験を通して友達と触れ合う時間が増える。それから、主体的に行動ができるようになるということですね。

アンケートの調査もあるようですけども、自分のことは自分でするようになったとか、それから自立心や協調性などが高まったとか、それから精神的に一回り大きく成長したとか、いわゆる肯定的な意見が多いようです。

4泊5日を2泊3日にどうしてもしてくださいという意味ではないんですけどね、2泊3日でもいいんじゃないかという申し上げ方をしたんです。最終的には、要は何回も触れますけども、兵庫県はこうだから、県教委がこうだからじゃなくて、宍粟市はこうしたいと、こうするんだという、いわゆる宍粟市独自のことを模索してはどうですかということだったんです。そういうことだったんです。どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 自然学校につきましては、県の交付金で実施している事業でありまして、縮小するというのは難しいところもあるんですけども、その辺は一遍検討して、こういう意見もあるということ、今お聞かせいただいたことと、それから学校現場や保護者からの意見もやっぱり一応聞かなくていけないと思いますので、そういうところの意見も聞いて今後の対応をしていきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 7番、東 豊俊議員。

7番（東 豊俊君） 私も4泊5日が2泊3日に簡単になるとは思ってませんので、その辺は十分わかった上での質問なんで、御理解をいただきたいと思います。

繰り返しになりますけども、ちょうど2学期が始まりました。4月から始まって8月が終わりました。9月に2学期が始まりました。要は、前期が終わりましたよね。1年の前期が終わりました。平成28年度の前期が終わりました。あと後期に向けてもう一度申し上げますけども、何とか宍粟市の教育はこうなんだと、こういう素晴らしいところがあるなということを教育長として徹底的に考えてみるということは、その思いはあるかどうか、それだけお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 1学期が終わりました、あと2学期が残っておりますけ

ども、3分の1が終わったという中で、今、御指摘いただいたようなことは心して考えていかななくてはいけないと思います。ただ、今取り組んでいるよさを伸ばさなくてはいけない部分と、それから改善しなくていけない部分がありますので、そういう精査もしながら、また、議員の皆様や地域、保護者の皆さんの御意見も十分に酌み上げて、宍粟独自のよさのある教育を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） これで、真正会、東 豊俊議員の代表質問を終わります。

会議の途中ですが、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。政策研究グループ「グローバルしそう」を代表して質問をさせていただきます。

二つの重要課題について質問をしたいというふうに思います。

まず1点目は、農地としての耕作放棄地対策と農業・林業の活性化の取り組みについてでございます。

耕作放棄地は年々増大しておりまして、その対策は重要な課題だというふうに認識をしております。

現在、市では、耕作放棄地の仕分け作業が進められていると思います。一つは、農地として再生利用を行うもの、二つには、農地としての再生が困難な農地という仕分けだというふうに考えております。

国は、農村基本計画において、農業者などが行う荒廃農地を再生利用する取り組みを推進するとともに、農地中間管理機構への利用権設定を進めることによって、荒廃農地の発生防止と解消に努めるといふふうに言っております。

そこで、市長にお尋ねしたいというふうに思います。

市は、この荒廃農地を再生利用する取り組みをどのように進めるつもりなのか、まずお伺いをいたします。

二つ目、農地中間管理機構への借り受けを進めて、経営規模を拡大したい農業経営者に農地を貸し出す仕組みによって、農地の集積を図ろうというのが国のねらいかというふうに思います。しかし、宍粟市の受け手の確保、育成、そういうものは十分なんでしょうか。それらについて、どう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

また、この国の取り組みは、宍粟市のような中山間地域での荒廃農地の発生防止と解消策になるというふうに考えておられるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

私は、荒廃農地の発生防止と解消を本気でやるためには、宍粟市農業の活性化に繋がる耕作放棄地解消プランの作成や、農業経営として成り立つ農業振興ビジョンというものの作成が急務だというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

一方、再生困難ないわゆる非農地証明が発行される耕作放棄地についてでございますが、これらについて、国の森林林業基本計画では、森林として管理・活用を図ることが適当なものについては、多面的利用を発揮させる観点から、早生樹種などへの植栽に取り組むという方針を打ち出しております。

そこで、市長に、次の2点について伺いたいと思います。

一つには、再生利用が困難な荒廃農地について、市はどのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

二つ目に、国が基本計画で方針を示しました、これを機会に早生樹種の森林への取り組みを積極的に展開をして、森林林業の活性化、あるいは林業再生への足がかりにすべきではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

二つ目の重要課題でございますが、共生社会の実現に向けた取り組みについて、お伺いしたいと思います。

御案内のように、障害者差別解消法、改正雇用促進法が本年4月から施行されました。障がいのある人に対する不当な差別的取り扱い及び合理的配慮を提供しないことを差別と規定し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を実現するために、差別解消等合理的配慮に関する取り組みを法的に義務づけています。行政には差別解消や障がい者雇用などについて、先頭に立って模範を示すよう義務づけがされておりますが、具体的な取り組みについて市長に質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、行政あるいは公営企業部門、第三セクターなど、あらゆる関

係機関において、何が差別に当たり、合理的配慮としてどのような対応が求められるのかといったガイドライン、対応要領とか対応指針でございますが、そういうものが策定されていれば、その策定状況についてお伺いしたいと思います。

2点目、障がいのある人を対象にした自治体職員の採用試験に関して質問をいたします。

本来は一般職の採用試験においても、障がいのある人が公平・平等に受験できるように配慮する必要がありますが、宍粟市の職員採用について、均等な機会を与えていないというふうに思います。これは障害者雇用促進法34条の規定に違反するものであるというふうに私は捉えております。特に障がい者雇用の採用枠について、身体障がい者のみ、それも一部の障がい者に限定する募集になっています。法が指摘する不当な差別的取り扱いに該当するのではありませんか。答弁を求めます。

障がいのある人を対象にした試験にもかかわらず、介助者なしで事務が遂行できる人、あるいは漢字印刷物による出題及び口頭による面接に対応できる人といった受験資格を設けています。視覚や聴覚に障がいがある人への合理的配慮の提供が全く示されていません。法は合理的配慮の不提供を差別であると規定しています。手話言語条例を制定したまちの市長として、障がいのある人を採用する姿勢が本当にあるのか疑問であります。

また、第3次障害者基本計画も国の機関や地方公共団体は民間に率先垂範した障害者雇用を進める立場にあると明記しています。その点からも宍粟市の現状には大きな問題があるというふうに私は思います。

職員採用試験について、早急に見直しを行い、差別のない採用試験にすべきと考えます。市長の考えをお伺いいたします。

最後に、誰もが暮らしやすい社会、ユニバーサル社会について伺います。

中でも高齢化が進む我がまちにとりまして、誰もが出かけやすいユニバーサルデザインのまちづくりが重要だと考えます。高齢者や障がい者がより利用する施設を重点整備地区に指定して、基本構想をまとめ、バリアフリー化を進めることになっていますが、市はどのエリアを重点整備地区として定め、歩行空間などのバリアフリー化の整備がどの程度行われているのか、どのようにしようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしろう」代表の大畑議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。項目も多岐にわたっておりますので、できるだけ簡潔に答弁できればなあと、こう思いますが、よろしく願い申し上げたいと思います。

まず、大きな1点目の耕作放棄地対策、農業・林業の活性化のことにつきまして、5点ありますので、順次お答え申し上げたいと、このように思います。

まず、1点目ではありますが、荒廃農地を再生利用する取り組みはどのように推進するかと、こういう御質問であります。耕作放棄地につきましては、増加傾向にあります。昨年の9月現在では、全農地の約14%に当たる325ヘクタールが耕作放棄地となっております。

こういった中、農業委員会では、毎年実施をしていただいております農地パトロールで把握をしていただいて、荒廃農地について、所有者に指導助言等を行っております。市としても、集落ぐるみで農地の保全に取り組んでいただくよう、各種支援を行っております現状であります。

今後におきましても、農業振興のみならず環境保全の上からも、草刈りあるいは耕起、苗代ほか肥料代等も含め、再生作業への支援策も講じていく考えであります。

2点目の農業のいわゆる担い手の関係であります。各地域の人と農地の問題、この問題を解決していくために「人・農地プラン」の作成を推進しておりまして、市内6地域において現在プラン作成をしていただいて、地域での中心的な経営体となる担い手に利用集積をしていただいております。

さらに、認定農業者、新規就農者等の農業者の拡大に向け、県、農協と連携する中で掘り起こしを行っていききたいと、このように思っておりますし、さらに担い手育成に向け、経営規模の拡大、農業収益力向上などの経営改善に対し、支援策を講じていききたいと考えております。

あわせもって、宍粟北みどり農林公社を市の農業の中核とできないかなど、検討を行っております。

3点目の耕作放棄地解消プランと農業振興のビジョン、この関係の御質問ですが、現在、宍粟市農業振興地域整備計画の見直しを行っておりまして、その中で農地保全、農地の利用促進、担い手の育成、林業との関連性、さらにまた耕作放棄地の解消など、今後の農業振興の方向性を示していくこととしております。

耕作放棄地解消プランについては、地域ごとに実情が異なることから、国で作成をしている耕作放棄地解消マニュアル等を活用して、各地域と協議を進めていき

いと、このように考えております。

次に、再生利用が困難な荒廃農地の対策、このことではありますが、森林あるいは林業基本計画が本年5月に閣議決定がなされ、再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用を行う方針が示されたことは御承知のとおりだと、このように思いますが、これを受け、市としても、森林としての活用が期待できる荒廃農地については、環境保全の上からも、森林の造成を図るよう地域実情に合致した樹種の選定等について研究していきたいと、このように考えております。

続いて、早生樹の関係の取り組み、あるいはそれによって林業の活性化、こういう御質問ではありますが、現在全国各地で早生樹の実証研究がなされておる、このことは御承知のとおりだと、このように思います。

宍粟市も御承知のとおり、南部と北部、非常に広いエリアの中で気象条件等が異なることから、適地適木の観点からも研究結果を活用するとともに、獣害に遭わない樹木の活用等についても研究をし、森林整備に繋げていくと、このことも大事だと思いますし、さらにまた、林業そのものの高収益を上げるということも非常に大切なことでありまして、大きく低コストあるいは短い資本回収期間、さらにまた高単価というか、これらの三つがキーワードとして今後林業の活性化を図ることが私は今後の課題と、このように捉えております。

次に、共生社会の実現についての御質問ではありますが、1点目の行政において、特に障害者差別解消法に係る対応要領、対応指針、この関係の御質問のところでもありますけども、1点目ではありますが、行政におきましては、地方公共団体等職員対応要領策定について、法においては努力義務となっておりますが、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務化されていることから、対応要領を現在調整中であり、今月中には策定見込みと、このように思っています。

また、今後におきましても調査を行い、差別事象、さらには合理的配慮の提供の取り組みなどについて整理をし、随時、合理的配慮などの具体例を職員対応要領に反映させていきたいと、このように考えております。近々にお示しできるんではないかなと思っております。

次に、公営企業である水道事業あるいは病院事業においては、国がそれぞれ事業分野ごとに示しております対応指針、いわゆるガイドラインに基づき適切な対応をしていくこととしております。

また、第三セクター等事業所全般にあつては、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法改正等の周知・啓発について、地域自立支援協議会の就労支援部会でも検討、

協議を行っておるところであります。

今後、啓発パンフレットの作成であったり、広報しそうでの制度説明、あるいは市のホームページへの職員対応要領の掲載などで周知を図っていききたいと、こんな予定としております。

次に、平成29年度の障がい者職員採用試験の募集内容、このことの御質問であります。職員採用試験は、退職や各事業の展開に伴って、来年度に必要とする人材を確保するために行っておる、このことはもう御承知のとおりだと思いますが、障害者雇用促進法の規定では、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会、これを提供することと同時に、障がい者がその能力に適合する職業につくこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置等を総合的に講じて、障がい者の職業の安定を図ることが目的として定められております。

この法の趣旨に基づき宍粟市におきましても、来年度の職員採用を検討する中で、障がいのある人が能力を発揮できる雇用機会の確保に向けて検討した結果から、現状の市役所の職場環境としては、障がいのある人全てを受け入れることができる環境ではないため、現段階での受け入れが可能な一定の条件を付して雇用の機会を確保しようとするものであり、法に基づく差別的扱いや合理的配慮の不提供には当たらないと、このように考えております。

当然のことではあります。採用試験の際に、車椅子の方から、机の高さの調整の申し出あった場合には適切な対応を行うなど、申し出に対してできる限り調整し、受験しやすい環境とする合理的配慮にも努めたいと、このように考えております。

また、今後においては、その法の趣旨に基づき、障がいのある人がその能力を発揮できる環境整備に努め、全ての方を対象とした募集案内ができるように努めていきたいと、このように考えております。

最後に、ユニバーサルデザインによるまちづくりの、このことではあります。人口減少社会の到来を迎え、地域の活力を維持、発展していくためには高齢者や障がいのある人の社会活動への参画や、あるいは妊婦、乳幼児、外国人の支援など誰もが暮らしやすく活動できる「ユニバーサル社会づくり」が不可欠となります。

重点整備地区につきましては、合併前に兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき福祉のまちづくり重点地区として山崎、一宮、波賀で各2地区、千種で1地区の計7地区を指定をしています。

これまでの間には、高齢者や障がいのある人を含む多数の人が日常生活で利用す

る建築物、公園、道路、公共交通機関の施設等の一体的な整備について、福祉のまちづくり重点地区整備計画に基づき進めてきましたが、道路、公共交通機関の施設の一部では整備箇所の諸条件により基準に合わない部分や未整備の箇所があり、引き続きバリアフリー化の推進が必要と考えています。

市としましては、兵庫県が進める福祉のまちづくり基本方針に基づき、ユニバーサル社会づくり推進地区の指定に向け、現状を踏まえ、今後手続を進めていくこととしております。

安心・安全に、元気に活動できるユニバーサル社会の実現に向け、市民、団体、事業者と十分連携しながら今後進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、2度目の質問に入らせていただきます。

まず、耕作放棄地の関係から入るわけですが、先ほど市長から現状325ヘクタールの耕作放棄地があるという御説明がございましたが、この分類についてちょっと教えてください。そのうち再生利用させようという農地がどのぐらいで、困難という農地はどのぐらいなのか、内訳を教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、耕作放棄地325ヘクタールのうち、今つかんでおりますものとしましては、再生利用可能というものについては118ヘクタール弱でございます。それと、耕作困難というふうに認めている面積が207ヘクタールというふうに把握しております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。率にすぐできませんけど、大体4割弱が再生利用を図っていこうというところ、6割強が困難だという分類かと思いますが、これも再生が可能な農地、国が考えているのは非常に農地の集積が図れるところということでございますから、分布によっては、その国が示すマニュアルどおりいくのかどうかというふうに疑問に私は考えているわけですけど、先ほど1回目の質問のときに、宍粟市のような中山間の地域で小規模な農地での放棄地が増えていると思うんですが、本当に再生可能を図ろうというのは可能なんでしょうか。その辺もう一度考え方を教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほど御質問にありましたように、国が考えているよう

な形では当然このような小さなそれぞれの区画が小さいところにおいては、とてもできるところばかりではないと、そのように認識しております。

とりわけ、山地に近いところにつきましては、いろいろと困難があると思いますけども、その部分につきましてはやはり国の補助制度等も活用して、農地といたしましても、水田利用ばかりではございません。果樹を植えるとか、ほかのものをつくるとか、いろんな転換方法もございますので、その集落なり農家の方々の利用に対して施策を今から展開していこうと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 前提条件はもうわかっておられると思うので、今部長からあったように、なかなか再生利用といっても、水田としての再生利用は困難かというふうに思います。

市長答弁にもありましたように人・農地プラン、あるいは草刈りとかそういう農地に関する耕作物の整備に補助金を出してやろうということをやっても、これは限界があるというふうに思いますし、人・農地プランが全く進んでないわけですよ、まだ。だから、そういうところで農業をやりたくてもやれない現状の中で、耕作放棄地が年々増えていってるわけですから、今部長からありましたように、水田以外の農業に関する新たな取り組みをしっかりとやらないと、これは再生には結びつかないというふうに思うんですが、その取り組みをしようとしているというのは、具体的にどういう考えなのか教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 具体的なところはまだ政策決定等をしておりませんが、国のほうの考えておりますのは、とりあえず農地に戻すということに対しての支援策を考えております。

ただ、やはり耕作放棄地になったには、それぞれに理由があると思います。その中でやっぱり一番大きいものはつくるに対しても苗であるとか肥料代等、市長が申しましたところについても、もう数年つくっていない農地をさらに農地に返すためには数年かかります。そのための経費等についても市としてどこまで支援できるかということについて、今検討を加えているところでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） この国のマニュアルで、宍粟市はだめだということはもうわかりやと思うんですね。やはり国の施策というのはもう集約化でそこに集中的に補助金を投資していこうということですから、多分宍粟市では、農業というのは補

助金で成り立っている部分が相当あると思うんですね。そこがなくなってしまうと、ほとんど農業はやっていけないというふうに思うわけですね。

国のそういう路線でいくと、宍粟市の農業は僕はもう成り立たないというふうに考えているんです。ですから、先ほど東議員からも教育のところでありましたが、やっぱり宍粟市独自の考え方というのは絶対要ると思うんです。

そこで、私が具体的な提案はしておりませんが、解消プランとか、農業振興ビジョンをしっかりとつくってほしいというふうに申し上げたのは、国の地域経済の循環創造事業交付金制度というのがありますよね。これは御存じですか。これを私ちょっとこの間ホームページ上から見たんですが、やっぱり養父とか、お隣の佐用町なんかもそうですが、中山間のところが本気でこの事業に取り組んでいるんです。耕作放棄地対策というのをやっています。

具体的には、水田でなくて、いろんな特産物の振興に繋がる事業をやっていくとかということにして、本当に農業振興をしっかりとやるという、農業で食べていけるといいますか、農業経営ができるような仕組み、そういう制度をしっかりとつくろうとしています。そこが、この間いくら質問してきても、ずっと人・農地プランとか、移住・就農、そういうものに期待して、何か補助金出してやるみたいなちっぽけな話ばかりなんですよ。だから本当に市が農業に対するビジョンを示さないといけないと思います。

市民の方からも農地への戸別補償制度、そういうのをつくってほしいとか、そういう要望も出ていると思うんですが、そういうことがどういうふうに議論されているのか、ちょっと教えてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、この耕作放棄地を今から復田していく中で、一つ今考えておりますことにつきましては、これは山椒でございますけども、山椒については、たつの市のほうのある食品加工会社のほうがいくらでもつくっていただければ、産地が近いほうが新鮮でいいものがとれるということも聞いております。その点について、JAさんとも今現在協議しながら、これをひとつ、やはり加工地に近いところでつくるのが一番ベターじゃないかということもございますので、そういう中で振興を今現在もしておりますけども、これをさらに進めていくということが重要ということで、当然、農業所得で食べていけるような形をとるためには、出口等も十分考えた中でやっていこうということで、そういうところも今話を進めているようなところでございます。

それと、戸別補償制度につきましては、農家の方からいろいろとこういうことはどうだという提案もいただいております。ただ、それを全市的にいきましたら、数億というお金が動くような計算もできますし、また、それがスズメの涙程度のということもできませんので、これにつきましては、さらにその方々とも今現在話を進めながらやっているような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 今も山椒の話がありましたが、そういう具体的なことについては、またいろんな知恵が出てくるとは思いますが、その前に仕組みをしっかりとっていかないといけないんじゃないかということをお私言いたいわけなんです。

前々からずっと言ってますけども、消費というものは生産を支えていくという構図やと思うんですね。いくら物をつくっても売れなかったら、つくれないわけですから、やはり消費のところからしっかり考えて生産を支えていく、そのためには地産地消の推進計画、これをしっかりとってほしいということを随分前からお願いをしています。それがなかなか実現されません。これは消費者、生産者、そういう流通のかかわる人も全部含めた中で計画づくりだと思わないので、まずそういう枠組みをしっかりとしたものをつくっていく気があるのかないのか。

それと、食糧の自給率が上がっていかないと農業は成り立たないと思うんですが、これが市の計画では、今現在43%カロリーベースの食糧自給率であります。5年後に44%、たった1%アップの計画なんです。これでは耕作放棄地の解消には僕は繋がらないというふうに思うので、そういうこともしっかりと考えて計画をつくって、そして今部長もおっしゃったような具体的な取り組みに繋げていくというふうにししないと、まずその基本がないんですよ。そこをいつも申し上げているんです。それらについてどうですか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 地産地消の枠組みをつくるということにつきましては、これにつきましては、前々から御指摘いただいているところでございます。地産地消ということについて、やはり宍粟市の人口的なところ、そしてまた観光客として来られる方の買い物も入れての地産地消ということで、こちらで消費が全てできればいいということもありますけども、やはりこれについては近隣の都市部とのことも考えながらの地産地消の枠組みをつくっていくということも重要と思っております。その中でやはり兵庫西さんの販売網等とか、そこら辺については順次考えながらしておりますけども、市としてやはり大きな枠組みで考えていくということが重

要であると考えておりますので、今のところ宍粟市内での地産地消の計画ということについては考えていないような状況です。

それと、もう1点、自給率がたった1%ということでございますけども、この1%を上げるのに、生産量のみならず、生産額でいいましてもかなりの額になります。億単位の生産額を増やすということが、やはり農地の再生等がすぐにできない中で、目標として上げるには現実味を考えての数字として、市としてはこの44%という数字にさせていただいたということでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 地産地消推進計画、私はその消費構造を何も宍粟市だけというふうに限定していませんよ。もう少し広い西播磨圏とか姫路も含めたぐらいの圏域で考えないと、それは小さいですよ、パイは。ですから、是非その消費が生産意欲を高めるんだという、その仕組みは絶対につくってもらいたいというふうに思いますし、それから、戸別補償制度のところでは部長が言われた億単位のお金が必要になるという話ですが、やっぱり持続可能な農業にするためには産業として位置づけてくださいよ。片や産業立地促進条例は何千万というお金を投資して企業誘致を図ろうとしているし、雇用の拡大に繋げようとしているじゃないですか。それと農業のバランスというのは全くとれてないですよ。そういうことを私は申し上げているんですよ。だから、産業として考えてほしいと。

農地は、勝手に流動化できないでしょう。転用できない。そのために農地はなぜ税金も安くなっているかというのは、食料を提供せなあかん義務があるからですよ。だから、勝手に転用できないわけですよ。だから、そういう中で、後継者がなかったり、不在地主が増えていったりする中で、あるいは鳥獣の問題もあります。そういう被害に遭っているから、なかなか耕作しようとしてもできないわけですね。そういう根本的な解決になるようなことを考えていかないと、いくら草刈りとか、そういう補助金を出すのはだめだと言っているんじゃないんですけども、それだけでは全体の抜本的な改善策には僕はならないと思うので、持続可能な農業ができる、そういう計画をしっかりと一遍この1年ぐらいの間につくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。決意のほどを聞かせてください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私もいろんなところで生産者の方等とお話しする中で、例えば果実ですけども、たくさん農産物ができるけども、全て出荷できるわけじゃない、加工に回すということも、加工業者と考えていただきたいということも、そ

ういう話し合いの中で出たこともあります。その中でやはり生産者の方は、直売所で販売しておる額でだったら出すとかいう形の考えの方が多数おられます。ただ、やはり加工業者にすれば、やはり加工する手間も考えれば、そういうのについての経費はやはり半額程度とか、そういうところも加工業者のほうとも話しながら、何とか見出しができないかなということもしております。

その中で、当然、農業をなりわいということであるためには、今現在進めております農業振興地域の整備計画の中で、経営のこと等についても十分今農家アンケートの集約をしておりますけども、その中で宍粟としてこうしていきたいというのは、その計画の中へ盛り込んでいきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それじゃあ、その農業整備計画の中に今私が申し上げたような趣旨が入るということを期待して、次に、林のほうにいきたいというふうに思うんですが、市長も御存じだと思いますけども、再生利用が困難な農地については林業への転換を国もはっきり打ち出しました。これ林野庁だけが言っているんじゃないし、国が言ってますから、相当進むというふうに思います。

早生樹のセンダンを植える動きがこの宍粟市の住民の方、あるいは養父市とか西日本中心にずっと広がりがあるということは、もう御案内のとおりです。

早生樹の魅力というのは、やはり10年とか20年で正木になり、投資が回収できるという、そこに大きなメリットがあると思うんですね。スギ、ヒノキは50年、60年です。自分たちが植えても次の世代でないと投資が回収できなかった、そういうものが早生樹は自分の代でできるということが大きな魅力です。

それと、もう一つは、耐震構造が求められている建築業界のほうからですね。この壁面の集成材として広葉樹に対する期待というものが膨らんでいるそうです。非常に今後大きなマーケットになる可能性があるというふうに聞いています。ですから、こちらから先ほどの農業の話じゃないですけど、消費側から提案がされているんです。川下から川上に対してどうかこういう早生樹を植林をして森林育成してくれないかという要請がかかってきているわけです。これは宍粟にとっては願ってもない僕はチャンスだというふうに思うんです。

耕作放棄地、これはどっちかということ、市にとってはマイナスのイメージがつよいかもわかりませんが、そういうものをピンチをチャンスに変える、そういう契機に僕はなるんじゃないかというふうに思っているんです。その辺でちょっと林業再生への僕は期待を持っているんで、もう少し市長の早生樹に対する考え方、もう一

度お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、先ほども繰り返しになりますけども、現在の林業を考えたときに、やっぱり長いスパンでの負荷を求めていく、60年とか50年とか。こういうことでは次の代と、こういうことでかつてはあったんですが、なかなかそれはやっぱり経営意欲を高めるといのはなかなか厳しい現実が今突きつけられておるんだと、こう思っています。

そういう意味で、先ほど三つのキーワードと、こういうふうに申し上げたんですが、そういうことからすると、10年あるいは20年のスパンの中で、付加価値を高めていって、さらに経営と、こういうことに意欲が高まるということについては、早生樹というのは非常に意味のある、あるいは効果が高いと、このように考えております。

特に、低コストで資本を回収していく期間が短いというのは、非常に業としても成り立つ可能性が非常に高いだろうと、こういうふうに考えておりました、そういう意味では、我がまちにとっては林業再生の大きなインパクトを与えていくんじゃないかなあと、こう考えております。

しかも、先ほど来数値で示したとおり、あるいは4割、6割含めた耕作放棄地の今後の活用を含めて、あるいは環境問題も含めて私は非常に効果があるだろうと思っておりますので、さらにいろんな調査研究も出ておりますので、宍粟市に適した早生樹が一体何なのか、南北に長いところでの、こういったことも踏まえながら、さらに研究を深めてその方向で進めていく必要があるだろうと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 「森林から創まる地域創生」ということをキャッチフレーズにしているわけですから、是非この林業に関する取り組みを具体的に進めていただきたいというふうに考えます。

農も林も非常に今の経済社会の中では、なかなか成り行かないという現状がありますけども、やはり時代はむしろこちらのほうに要請をしているというふうに私は思います。地震国の我が国が木造建築で耐震構造が求められたときに、そういう木材としてこの早生樹が非常に今後マーケットとして広がりがあるんだというふうなこと、そういうことをもっとしっかり勉強していって、取り組みをしてもらいたいなというふうに思うんです。

なかなか国が動き始めたといっても、具体的なところについては県もなかなかまだ動いてないようですから、やっぱりそこは宍粟市がもっといろんな研究、勉強もしながら、進めていただきたいなということをお願いをしておきたいと思います。

それと、もう1点だけ、少し耕作放棄地とは変わるんですが、後でまた他の議員からも質問があるので、邪魔してはいけないわけですが、木材需要の高まるというのは東京オリンピック・パラリンピックの関係からも言われています。そこで扱われる材は、何でもいうことでなくて、認証制度がしっかり受けられた木材というふうに聞いておりますので、宍粟市の林業に対しては環境性能、いろんなことを考えた上で、この森林認証をしっかりと取った上で林業政策を進めてほしいというふうに思うんですが、その辺の考え方、もしあったらお聞かせください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 森林認証制度のことについて、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど言われましたように、適正な管理をされた環境に負荷がかからないというものについて森林認証を受けることができるということで、リオオリンピックなりロンドンオリンピックなり、こういうときに使われる木は国際的な森林認証を受けた木を使うというのが今の流れになっているということについては御承知のことだと思います。ただ、その中でやはりこの木が加工のほうも認証をとって、加工側においても十分認証された木と認証されてない木の分別をしたところじゃないと、この木をそれぞれ建築用材として使うということができないということもございます。

ということで、今のところ、国際認証については環境保全等も配慮した中で必要とは思いますが。この点については加工業者等も交えながら、一体的な認証をとっていけるように研究を加えていきたいと、そのように思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 部長、私が申し上げているのは、全体の話の流れの中からつかんでいただきたいんですが、時代の要請というのを先読みしていただきたいと。そういう中で宍粟の強み、林業、農業なんかの強みの部分を生かした政策を今後練り上げてほしいというふうに言っているわけです。森林認証制度のことをとやかく聞いているわけではないので、そういうことについて、もっと非常に詳しいわけですから、全体化して環境負荷なんかも含めた取り組みを今後やっていただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

次、障がい者雇用のところで言いますが、市長の口からは差別であるというふう

なことは言えないというふうに思いますが、これは明らかに差別です。今回の平成29年度の採用試験の問題は、全く合理的配慮について提供が行われていません。従来のみです。もう一回伺うんですけども、宍粟市の障がい者雇用の目的、意義とかね、そういうものをどういうふうに考えておられるか教えてください。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 障がい者雇用につきまして、やはり合理的配慮の部分、それから雇用促進法の改正等の部分も含めまして一般的に言いましたら、一般行政職の採用について、何ら公平でやって、そのまま受けていただくのが一番理想の部分だというふうに考えております。そういうような社会を目指していくという部分が必要ではないかと考えております。

しかしながら、現在の市役所の行政サービスを行う上において、概ねやはり接遇とか、あるいは文書での事務がほとんどになっております。その部分について、今回につきましては、身体障がい者というような別の枠を設けまして、その雇用を図っているということでございます。将来的にそういうような環境、全障がい者の方を受け入れられる、どういう職務を行っていただけるか、そういうところの整理ができましたら、そういう方向で進んでいくのが必要かなとは考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 答弁になってませんよ。障がい者雇用の目的は何ですか、どういう位置づけで採用しようとしているんですかということを知っているんです。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） まさに御質問がございました共生社会を目指すということで、いかなる障がいがあっても、同じような職場で平等に働ける、この環境が雇用のもとだと思っております。そういった意味で、より雇用の門を広げるということは行政の責任でございますので、そういった目的でもって今回も市長が申しましたとおり実行しております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） だから共生の社会を目指すことになってないと言っているんです。部長が先ほど説明された中身だったら、一般職、いわゆる健常者と同じことをできる人が採用資格があるんだという、そういう言い方ですよ、逆に言うたら。障がいがある人も同じようにきちんと分け隔てがないように仕事もできるために、何らかの合理的配慮が必要なら、それを提供しなさいということを経営は言っている

るんですよ。合理的配慮の提供があって、あるいは誰かの支援があって、初めて平等、一緒に仕事ができる、そういうことじゃないですか。

窓口の対応ができない、そういう人は省いている、役に立たない存在というふうに見ているんですか、あなたは。障がい者は役に立たないというふうに見ているんですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 部長が申しましたのはそういう意味じゃないと思います。私のほうから改めて障害者差別解消法の趣旨を設けまして、今回、分けて雇用しておりますのは、一般職と同等の雇用試験をすることによって、それと同じ比べることによりましては、やはり不利な条件が出てくるかもしれないということで、より雇用がしやすいように門戸を広げた。ただ、合理的配慮の部分につきましては、施設の問題とか、いろんな問題がございまして、全てができてないのは事実でございます。それについては、今後ともその完璧な合理的配慮ができるように向かって少しでございますが努めてまいりたいと。その一つの段階として、今回そういう雇用形態をしたということでございます。

議長（秋田裕三君） 間もなく12時ですが、続けて会議をします。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 障がいのある人が例えば視覚障がいのある人が試験を受けようとするば点字、聴覚に障がいのある人は手話、そういうものを用意しなければ受けられないじゃないですか。それをできないようにしているんですよ、受験資格。読みましょうか、このまちがどういう受験資格を言っているか、部長。

聴覚に障がいのある人、視覚に障がいのある人は、試験を受けられませんよということを募集要領に出しておられるんですよ。その認識はありませんか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 募集要領はそういうふうになっております。身体障がい者の方の部分の要項の中に介護の部分、介助の必要がない方というような表現にはなっております。

その合理的な配慮の部分なんですけども、やはり日常生活を送る上において、障壁となるような部分を取り除いて、普通に生活を送っていただけるような部分というのは必要があると考えております。しかしながら、採用するに当たって、今の職場環境において、そういう介助の必要な方を採用できるかどうか、あるいはそういう部分を現在行政サービスを行う上において、職員として職務能力の遂行の上にお

いて採用できるかどうかというところで、今のところ、どういう合理的配慮をしたらできるのかという部分がきちっと整理できておりません。そういう部分につきまして、将来的にそういう環境を整えて、そういう社会に向けて努力していきたいということでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 時間がないんですけど、企画総務部長がそういう認識だったら、まず障がい者の人は無理ですね、今後も。もっと勉強してください。

これね、非常に障がい者施策が進んでいる明石、ここは手話言語条例もつくりました。宍粟市と同じように取り組んでいます。これチラシなんです。「障がい者求む」というふうになっているんです。正規職員とそれから任期付きの短時間勤務職員、二通り採用します。障がい者の方。障がいの種別は問いませんということです。それから、試験の際には手話や点字などによる対応を行います。自力通勤の可否は問いません。勤務にあたっては適宜必要な支援を行います。こういう条件で申し込んでくださいと言ってます。既に、採用された方の声がここに載っています。当事者の声を施策に反映していると。私たちではわからない、皆さん方ね、どんどん障がい者の人を排除してきているからわからないと思うんですけど、そういう人でないと施策がわからない部分ってあると思いますよ。当事者の人の強みということでね。

これ何が言いたいかというとな、障がいを低く見ているんですよ。障がいを価値と捉えなさいよ、価値と。価値なんですよ。そういうふうに捉えていけば、障がい者雇用をする目的がはっきりするでしょう。そういうことを言っているんです。

何とか法律ができたから、障がい者を雇用しようとか、それは社会的貢献になるとか、そんなレベルの話じゃないですよ。そういうレベルやったらまだ差別的な意識がありますわ。でも、本当に障がい者を求めるんだと。これを市の施策にこの人たちに役に立ってもらうんだという、そういう信念があるんですよ。市長、どうですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今おっしゃった考えは私も同感でありまして、そのとおりだと思いますし、今回の障害者差別解消法をつくった政治の意図というものを十分私も理解しております。端的に言いますと、人格と個性、そういったものを尊重し合いながら、共生する社会をつくっていこうという、その法の精神が私は根本だろうと、こう思っておりますし、やっぱりいろんな人、特に多様性を認め合った社会こ

それが本当にある意味の健全で強い社会だろうと、私もそのとおり思っております。そのために政治が動いていかないかと、こういうことでありまして、明石市のことも十分承知しておりますが、今回のことの要件につきましても私もいろいろ考えたところではありますが、ただ、現段階での宍粟市としての受け入れ体制が果たしてどうなのかと、こういう状況の中で可能な限り雇用の機会を確保しようという観点でやったものでありまして、今後ただいまおっしゃったことも含めながら、本当に共生の社会に向かっていく、さらにまた役所としての先導的な役割、そういったものをつぶさに見ながら、今後さらに深めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） この法律はもう2年、3年も前からできているんですよ。施行が今年の4月やったんですよ。手話言語条例もこの4月からスタートしているんじゃないですか。準備期間はこれまでですよ。なのに、やっていない。まだ受け入れ条件が整っていない。受け入れしようという気がないからですよ。もっとね、本当に真剣になって考えてください。今市長言われた共生の社会こそが本当に強いまちだと。当然ですよ。本当に全ての人が政治に参加できる社会、そういうものが本当に宍粟市にできたら素晴らしいまちになると思います。でも今は、自分たちだけが独占している、強い人だけが独占しているから、こういうまちなんじゃないですか。そこを私は口酸っぱくして言っているんです。

だから、障がい者を低く見たらだめですよ。価値があるという存在で見てくださいよ。そういうことをもう一回明石が進んでますよ、全国的にも。何も宍粟市だけがこんな状態やと、昔の旧態依然とした状態やというふうに言っているんではありませんが、条例をつくってきたまちですからね、私が言っているんですけども。やっぱりここに勉強に行ってくださいよ、部長、一回。何でできているのか。いろいろここへ行くまでに困難があると思いますよ。そういうことを勉強するのも職員の仕事じゃないですか。

だから、今の採用試験、市長が今答弁されたようなことを本当に思っておられるんだったら、見直すべきですよ。追加募集やるべきですよ。そういう考えはありませんか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） まさに基本はおっしゃるとおりでございます。どんな障がいをお持ちであっても、その人にはその人の役割があると。先日、元気をもらおう講座でもありましたけども、歩道にこういった版を設けるときの、目が不自由だ

からこそちゃんと提案ができると、こういった役割も当然あるということも教えていただきました。今後、合理的配慮がどこまでできるかということについては、完璧を目指すのは当然でございますが、現時点ではそういった障がいをお持ちの方もちゃんと募集をいただいて、雇用していこうという姿勢だけは御理解願ひまして、今後の課題とさせていただきたいと思ひます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） いや、今後の課題じゃないですよ、もう早急な課題ですよ。

そのガイドラインとか、そういうものを検討中だというふうにおっしゃっている。これも全部署が検討してますか。どうですか、答弁してください。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） まずは、全部署を通じまして現在担当部局で素案をつくっております。既に要綱の案はできておりますが、市長が答弁しましたように今月中には整理をして全部署共通、さらには、第三セクターの指導も含めてやっていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 全部署がつくっておられるんだったら安心なんですけど、よくこの種の問題、障がい者問題は福祉が担当だというようなことで、福祉にぼーんと投げられることがよくあるんですね。でも、例えば福祉がやっても福祉部門、福祉サービスの部門のものはできます。社会的障壁を取り除くことはできますが、それ以外の分はできないわけですよ。ですから、その障がい者の人の全生活にかかわるものというたら、全ての部署がどういう合理的配慮が必要なのかということを考えていかなあかんわけですね。だから、そういう意味で、全部署のところでそういう対応をしているという認識でよろしいんですね。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 対応という意味ではなしに、素案は担当部局がつくっております。ただ、その認識は全部署が今おっしゃるようには持たなければならないということで、内容は全員をもって検討して成立をさせたものにしたいというふうには思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） そこを福祉と、弱いと思われませんか。素案を担当部がつくるとしても、担当部は全部のことはわかりませんよ。ですから、素案をつくるのはそれぞれの部署がつくって上げてこないといけませんよ。それをどっかがまとめ

てつくり上げていくというふうにしなければ、最初の素案を、担当部は多分健康福祉部なんでしょうけど、そこにつくらせるというのは僕はちょっと問題があると思うんで、もう一回それは一人一人がこれ考えていかなあかん問題やと思うんです。

いっぱいいろんな言いたいことはあるんですけど、この間も合理的配慮とかを全く無視してやっていることとか、もう差別に当たる事象がいっぱい出ているんです。一度福祉部から資料を一遍もらってみてください。本当に差別事象が多いんですよ。だから、そういう認識があるかどうかということが、僕は問いたいんですけど、やっぱりそういう差別事象なり、合理的配慮の不提供の状態をみんなに投げかけて、じゃあどうするんかというケーススタディーをやっていかないと無理ですよ。何ぼ案つくってみたって、一人一人の腹に入っていきますよ。仕事と向き合えませんよ、そういうやり方だったら、人ごとになりますよ。だから、是非そこをやり直していただきたいと思います。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 目指すところは同じだと思います。順番が素案をつくって、それについて個別が指摘をしたり、意見を述べる方法、また、それぞれが積み上げていってまとめる方法があると思います。今は、一つのたたき台をつくって、それを全部署で検討して修正を加えて、完成品をつくりたいという手法でありますので、おっしゃるところは同じだと思いますので目指して頑張りたいと思います。

議長（秋田裕三君） これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の代表質問を終わります。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

暫時休憩。

午後 0 時 0 9 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

続いて、市民クラブ政友会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。よろしく願いいたします。

まず、第1点は、高等学校の活性化対策として、海外の学生の受け入れは可能かという点についてお聞きいたします。

老人介護施設はどこにも介護職員不足に悩んでいます。当市も同じ状況です。介護士を養成している国が海外にもあります。外国からの介護士の導入の問題点は、日本語習得の難しさにあります。この問題を解決するには、日本の高等学校に入学し、日本語の習得と介護関係の国家資格を取れる場が必要となります。宍粟市で対応するならば、例えば市内の高等学校に日本人と同数の海外留学生在が入学すれば、日本の学生は語学教育を習得し、国際事情を身近に体験することができ、地域も若者の増加で活性化すると思われますので、是非兵庫県教育委員会と協議して推進を求めます。

2点目、まちづくりの活性化には、長期戦略が必要だと思しますので、この点についてお聞きいたします。

商工会は、山崎の商店街活性化を酒井先生の指導で今進めています。先生とお話して、人柄とまちづくりの進め方に共感しました。この活性化推進が山崎地区にとって大切な切り札になるような気がいたします。

4月29日、長崎県の出島の復興を視察しました。これがその内容なんですけども、基本構想事業に着手してから50年かけて出島民有地の公有化が完了したとのことです。その用地費用については80億円かかったと言われました。1996年に史跡の復元整備構想が答申され、来年の11月には橋もでき上がり施設も充実するとのことです。市民の寄附も10億円集まったと聞きます。

なぜこの例を挙げたのか。まちの活性化策には長期の展望策がなくてはならないと思うからです。旧山崎の活性化のためには、菅山振興会が持っている土地が重要な位置にあります。この土地の公有化には市の協力なくしてはできません。また、まち歩きのできる町並みをつくるには、市民と市と商工会が一体となってこそできると思しますので、市長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 伊藤一郎議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 市民クラブ政友会、伊藤議員の御質問2点いただいておりますが、私のほうからはまちづくりの活性化、この件について御答弁を申し上げていきたいと、このように思います。

ただいまお話があったとおりであります。まちの活性化にはまず長期的な視野に立った展望策が必要であると、このように考えておりました。同感であると思します。

特に、関係する商店であったり、あるいはその地域にお住まいなされている住民

の皆さん、また、それぞれの関係団体等が主体性を持って、さらにまた熱意を持って取り組まれることが非常に重要であると、このように考えております。

市としては、そうした機運が高まることが非常に大いに期待をしておるところでありまして、特にこの山崎地区の中心部にあっては、平成27年度に商店の商店主が発起人となられて、商店街また自治会、商工会が中心となって協議が開始されたと、こういうふう聞いておりまして、とりわけ、本年度に山崎中心市街地活性化会議が設置をされました。五つの部会を設けて山崎中心市街地における活性プロジェクトについて検討をなされており、全体計画を酒井先生がリーダーシップをとりながら、あるいは指導助言を加えながら作成中であると、このように存じております。

また、それまでも特にこの中心市街地の活性化にあっては、もみじ祭り等々、あるいは千年藤まつり等々の中でそういった試行的な事業も展開される中で今日に至ったと、このように認識をしております。

市としても、山崎中心市街地が賑わいを取り戻すことは商業の活性化、さらにまた交流人口の増加に大いに繋がるものと、このように思っておりますし、また、定住の増加に繋がってくると、このように考えております。

現在策定がなされております計画の具現化に向けて、市も支援策を講じたいと、このように考えております。今後さらに協議が煮詰まっていく中で、より具体的に進んでいく、このように考えておりますので、さらに市としても大いなるかかわりを持って支援をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

あとの高等学校の活性化については、教育長のほうから答弁させます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、高等学校の活性化対策として、海外留学生の受け入れについてということの御質問に対してお答えいたします。

議員御提案の市内高校への海外留学生の受け入れにつきましては、人材不足が懸念されております介護士の育成、また地域の活性化という点におきましては、大変効果が期待できるものと理解いたしております。

しかし、実現のためには、留学生を受け入れるホストファミリーをどうするのか。それから日本語指導のために教員配置はどうするのか。それから国家取得習得のためのカリキュラム等はどうか等々多くの課題があるように思います。

なお、少し状況を報告させていただきますと、文部科学省の調査によりますと、海外から受け入れをした滞在3カ月以上の外国人留学生の数は、平成25年度で

1,665人となっております。前回の平成23年度調査と比べまして382人増加しております。しかしながら、13カ月以上の滞在、つまり1年以上滞在する外国人留学生は、全国で公立高校4名、私立高校498名で、全体でも3分の1と非常に少なくなってきました。

海外から日本への留学を希望する外国人の生徒の数は年々増えているということですが、1年以上の滞在となりますと、留学生の受け入れが近隣では大阪で公立高校で1校、岡山の私立高校で1校ある程度というのがこの近隣の状況であります。そういうことでまだまだ受け入れ体制は十分進んでいないというのが現状のようであります。

課題としましては、先ほど申しましたように外国人留学生の日本語指導を担当する教員の配置と、さらに高校側の体制整備をいかに進めていくかというようなこともありますし、また、高校生を受け入れるホストファミリーの確保というものが大きな課題というふうに考えます。

こうしたことにつきましては、国や県の段階でも議論がなされるべきであるというふうに考えておりました。今後は機会を見まして県教委にもこういう意見があったということを伝えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） まず外国人留学生の問題点について、教育長にお聞きいたします。

フィリピンなんかは近いですし、結構介護士で来られています。聞くところによると、介護士の実地訓練をしている学校もあるように聞いております。そういう学校との交流をまず取っかかりとして始めてはどうかなあと思うんですけども、その点について、教育長、どのように考えておられますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私もテレビでフィリピンの方が日本に介護の仕事で来られるという方の放送を見たことがありますし、実際に今、市内の小学校に子どもさんを連れて介護士としてきていただいている方もいらっしゃいます。しかしながら、交流という点につきましては、高校レベルということになりますと、これは県の管轄になりますので、私どもとしてはどうもできないので、そういう提案につきましては、県教委のほうにもこういう意見があるということを伝えるというレベルでしか対応できないというのを御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 私の家は3人娘がおるんですけども、一番下が県立テクノの学校へ行ったときに、県立高校はオーストラリアと交流しているんですね。うちも1週間ほど行って、向こうからそのときうちへ来たんはインドの子どもでしたけども、1週間ほどうちに泊まったという形をとっています。ですから、やはり宍粟市で積極的にそういうことを発言していけば、そういうことが可能になると思うんで、是非やっぱりそういうこれからはどんどん海外との交流をしていくということが大事や思いますんで、積極的に取り組みをお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほども申しましたように、高校レベルということではなかなか、市内の3校の高校にもこういう意見があったというようなことを伝えることはできるんですけども、現実的には私どもからはどうすることもできません。

ただ、交流というのは非常に大事なことでありますし、現在、中学校でもスクイムとの交流をしながら、海外の文化、生活を学ぶと。その中からよりよい日本を見つけるというような取り組みもしておりますので、最初に申しましたように、介護士の確保であるとか、地域の活性化という点では非常に意義があることやと思いますので、今後、今いただいた提案を高校側にも伝えていきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） この点について、市長にもお伺いします。

日本のどこともやってない事業です、ある意味で言うたら。取り組んでない事業なんですけども、将来的に考えた場合、やらざるを得なくなるんじゃないかなと私は思っています。そういう意味では何らかの機会を持って、やっぱりこういうことも常に頭のそばにおいて、知事との懇談なんかで、そういう話がちょろっとしてもらいたいなと思うんですけど、どうですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 非常にこの提案については重要ですし、将来にとっても我が国全体にとってもそうじゃないかなと思うんで、言われたとおり機会を捉えて、そういうことについてお話を進めていきたいと、このように考えております。

ただいま教育長が申し上げたとおり、現在市内の高等学校でも短期留学という形で海外の学生が県立山崎高等学校等々にもお見えになっております。去年は香港から、今フィリピンだったか、ちょっとマカオだった忘れましたが、また7名お越し

になって、近々市長のところへ訪問したいということを知っておりまして、徐々にそういう交流の動きは広がっているというふうに聞いております。しかしながら、今提案のあったとおり、例えば介護福祉士とか介護士とか、場合によっては看護師さんとか、そういった人材不足に対応したという観点はなかなか今まで及んでなかったもので、新しい発想だと思っていますので、機会あるごとに伝えていきたいと思っています。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 商店街の活性化についてちょっとお聞きします。

市長も職員時代によく知っておられると思うんですけども、商店街の活性化には2回大きな取り組みがありました。1回目は、フタギが城下のほうへおりたとき、あれは山崎の商店街と一緒に空を提供してくれと、商店街の中に、土地ではなく、上の部分を提供してくれたら、一緒にやってみようという話で、私も奈良へ視察に行きました。あまりにも大きな事業やったために、なかなかこれは難しいなあと思ったら、やっぱり結局最終的にはジャスコが下のほうへ行くような形になってしまいました。

2回目にあったのが、ちょうど今壊れかけている石畳のときです。あのときにもいろいろと大きな壮大なる計画でしましたけども、結局石畳が壊れただけで終わってしまっております。

どっちも僕はならんだろうなあと思って見ておったんですけども、今度の酒井さんの話を聞いてみますと、今の山崎の現状に合うた取り組みじゃないかなあと思います。誰もが納得して協力できる話ではないかなあという感じで私は受け取りました。これが山崎の最後になるんじゃないかなと。最後になるということは、市長にとってもこれは重大な問題でありまして、これがぼしゃったらもう山崎の再生はないんじゃないかなと私は思って酒井先生の話をお聞きしました。

そこで、重要な土地の役目を果たすのが、防災センターの前の菅山の土地の問題です。だから、やっぱりここは菅山振興会と十分協議していただいて、何とか市の土地にしてもらわないと、この計画がうまく前向きせんのではないかなと私は思うとんで、この点についてちょっとお聞きします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったように、この山崎地区の商店街につきましては、昭和50年代にはフタギからジャスコ、今現在はイオンであります。あれに伴う商店街区の見直し等々の大きな転換があったと、こういうふうに記憶して

おりますし、さらにまた60年代にはアーケードを撤廃することによって下の石畳を整備していこうという動きの中で、商店街の活性化を図っていこうという動きでありました。しかし、現実は今この状況ということでありまして、その現状を何とか打破しようということで、今活性化会議でいろいろ議論なされておるといいう状況でありまして、特に町並みの中で、酒蔵を活用したところ、あるいはもみじ山をさらに発展して、あの彩りをどうするか、また、旧商店街を森林の商店街としての役割をどうもたすか、そこへもっていく導入としてのルートをどうしていく、さらにまた今おっしゃった防災センター前のあのありようについて拠点をどうするかと、こういうところがこれからの議論の本題になってくるだろうと、こう認識しておりまして、ただいま申されたその用地については、今後の大きな課題として今現在所有されております菅山振興会さんとも将来のまちのありようについても含めて全体的に議論をしなくてはならないと、このように現在考えておりますので、できるだけ前向きで双方で話ができるような場も含めてつくっていききたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） もう一つの問題は、やっぱり将来的に観光バスが来て、まち中をぞろぞろ歩いていただければ、幸せなんですけども。そうなったときに、やはりまちの中に大きな駐車場がないといけない。やっぱり観光バスが何台かとまれる場所が要る。そうなったときにやっぱり昔の市役所の跡地、もうここしか、そういう車をとめる場所がないわけですね。だから、そこをやはり菅山振興会のほうと協議して、大型バスが入れる有料駐車場をしたらいいと思うんですけども、それについては買収でなくても、土地の割合によって収益から菅山さんのほうへ払う方法もありますんで、そういう形の話の何とか、もうあそこは駐車場としてできるだけ確保する必要があると思うんで、その点について市長の考えをお聞きしたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどもお話し申し上げたとおり、いよいよ具体的な計画や全体構想がいずれ早い段階でまとまってくるだろうと、このように考えておりまして、その中でただいま申されたその位置がどういう役割を持つのか、あるいはどういう機能がいいのか、こういったことも含めて多分提案がなされるだろうと思っています。そのことも踏まえながら、ただいまお話のありました菅山振興会さんの土地、いろんなところにありますんで、全体的なことも含めて、あるいは将来のまち

の構想も含めて今後議論をしていく必要があるだろうと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） これで、市民クラブ政友会、伊藤一郎議員の代表質問を終わります。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。日本共産党宍粟市会議員団を代表して質問を行います。

まず、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。

持続可能な医療制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（2015年5月）により、2018度から国民健康保険が都道府県単位化されます。大変大きな制度改革であります。市民には十分な情報が伝わっておりません。国民健康保険法は、第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとして、社会保障としての制度であることを明確にしております。兵庫県と宍粟市の共同運営になっても、市民の命と権利を守っていかなければなりません。宍粟市民にどのような影響があるのか、また、そのためにどのような対策を講じるのか。

続いて、公立病院改革について伺います。

2025年に団塊の世代が後期高齢者となり、医療費が増えることを見込んで県は病床削減と再編による医療費抑制を進めようとする地域医療構想を作成しております。この構想では、公立宍粟総合病院と公立神崎総合病院の連携強化を打ち出しております。医師の集約などが心配されます。この地域医療構想に対し、宍粟市は公立宍粟総合病院を守るため、どのように対応をしていくのか。医療と介護の一体改革によって、医療難民と介護難民が続出する可能性があるのではないかと。地域包括ケアシステムにおける公立宍粟総合病院の役割は果たせるのか。

続いて、介護保険制度見直しについて質問を行います。

2017年4月から始まる総合事業の内容とサービス提供の量的な見通しはどうなっているのか。また、予算的な見通しはどうなっているのか。サービスを後退させないための財政的措置を行うのかどうか。

以上、3点を市長に伺います。

議長（秋田裕三君） 山下由美議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 日本共産党宍粟市会議員団代表の山下議員の御質問に、3点
いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まず第1点目の国保の都道府県単位化のことでありますが、国民健康保険法等の
一部を改正する法律におきまして、平成30年度から都道府県が市町とともに国保の
運営を担い財政運営の責任主体となり、事業運営の安定化を図ることになりました。

新制度への移行に向け、平成27年5月に県・市町・国保連合会で構成する国民健
康保険連絡協議会を設置し協議を重ねていますが、今年度は、国保運営方針案の策
定、納付金・標準保険料率の算定方法、市町事務の標準化・効率化・広域化等につ
いて、県・代表市町によるワーキンググループを設置して今現在検討をしていると
ころであります。

市民への影響としましては、保険税率が一番に考えられますが、各市町の被保険
者数規模・所得水準・医療費水準など、さまざまな要素を勘案しながら、将来的な
保険料水準の統一化に向け、さらに各市町の国保運営の平準化を図れるよう、今後、
全市町国保担当部課長会議等で協議することとなっております。したがって、
今現段階では、ここまでのことであります。

市としても新制度の施行を見据え、標準保険料算定方法への移行、保険料の適正
賦課、収納率の向上、さらに保健事業の推進やレセプト点検等による医療費の適正
化の取り組みの充実強化など、国保財政の安定化や国保運営の平準化に向けた取り
組みを進めていきたいと、このように考えておりますが、いずれにしましても、概
要が告示できるようになりましたら、速やかに市民の皆さんも含めてお知らせし
ていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の公立病院改革についてであります。地域医療構想は先ほど御質問のあ
りましたとおり、団塊の世代が全て後期高齢者層となる2025年に向けた医療提供体
制を再構築されようとするもので、医療圏域ごとの実情が反映できるよう、各圏域
に検討委員会が設けられております。

神崎総合病院と宍粟総合病院の医療連携につきまして、中播磨圏域と西播磨圏域
の北部の医療機能をより充実するために、似通った地域にある両病院の連携を図ろ
うとするものであります。

連携の目的は、神崎総合病院と宍粟総合病院がそれぞれの圏域において、必要で
存続していくための医療連携でありまして、両病院の一方に負担が生じるような取
り組みではないと、このように考えております。

次に、地域包括ケアシステムにつきまして、高齢者が健康維持や介護予防に努めていただき、可能な限り住みなれた地域で生活を継続され、必要な場合は医療や介護が受けられる体制が地域包括ケアシステムであると、このように捉えております。日常の医療をかかりつけ医で受けながら、在宅で過ごしていただき、必要なときには病院としての医療を提供できる体制が地域包括ケアシステムでの病院の役割でありまして、必要な方に必要な医療を受けていただけるよう努めてまいります。

3点目の介護保険制度見直しの御質問であります。総合事業におきましては、介護予防事業と日常生活支援サービスを提供することになっていきます。

まず、平成29年4月から開始します宍粟市の総合事業では、現在の要支援認定者や介護予防事業を利用している虚弱高齢者が、そのまま現行相当と基準緩和のサービス利用者になることから、サービス提供量はほぼ現在と変わらないと、このように考えています。

また、報酬単価も大きく変わらないことから、予算的にも当初におきましてはほぼ現行並みと予測をしておるところであります。

次に、サービスの後退を危惧されている点であります。総合事業はあくまでも高齢者の自立を支援するものでありまして、総合事業の開始が現行サービスの後退を招くものではないと認識をしております。さらに、過去の経緯やサービスの利用率から考えますと、現時点におきましては、総合事業の開始によって利用者が急増し、当初から実績が予算の上限額を超える可能性は現在のところ低いものと、このように予測をしております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、国民健康保険の都道府県単位化について、再質問をさせていただきます。

ほかの医療保険に加入できないときに、国民健康保険は全ての国民が加入できる医療のセーフティネットとしての役割を果たしております。そして、国民健康保険には、住民の命と健康を守ってきたという市町村ごとの歴史があります。国の法律の改正によって、2018年度から国民健康保険が兵庫県と宍粟市の共同運営となります。財政運営は兵庫県が行い、宍粟市には住民から集めるべき保険料の総額が納付額として提示され、1円も減額は認められません。100%納付が義務づけられております。この国民健康保険の都道府県単位化を国民健康保険を広域化して、スケールメリットにより国民健康保険の困難を解決するためだと思っている人がおられま

すが、そうではありません。

2014年に成立した医療介護総合確保推進法の中で、都道府県が地域医療構想を策定することが義務づけられております。この地域医療構想で都道府県ごとの医療の供給体制の枠組みを決めます。同時に、医療費の多くを占めております国民健康保険を都道府県単位化して財政を把握することにより、医療費の適正化、医療費の削減、これを行うためであります。

来月、10月には、国から標準的な電算システムが兵庫県に渡され、宍粟市の納付金や標準保険料率の試算が可能となってまいります。試算結果を議会と市民に公表するべきであると思いますが、市長はどのように考えておられますか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 県からの試算の公表なんですけれども、要は、宍粟市が幾ら負担をするというような具体的な金額についてはまだ案といいますか、検討中でございます。実質、昨年5月から検討を始めまして、月1回のペースでワーキンググループが検討してきたわけなんですけれども、今年に入って、8月に各全市町への説明が1回ございました。2回目の説明会が今月の末にある予定です。そこで、大枠の方向というのが示されるんじゃないかなというふうに思います。ですから、今現在、宍粟市の保険料が一人当たり幾ら、収納率をどの辺に設定するかといった具体的なところはまだ決まっていないということで、月末に示されれば早急に市としての考えを県のほうにお示しもさせていただくということになって、それから業務が進んでいくというふうになると思います。

ですから、今現在は詳しいことはお答えができないんですけれども、またこれが決まりましたら、関連する委員会のほうで、議会のほうへ報告のほうをさせていただいたり、また多数住民の方々に関係する部分が必要な部分については、広報等を通じて周知のほうを図っていきたいというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） このような国の方向がある中、住民の命や健康を守れるかどうかは市長の判断だと思うんです。そこで先ほどの質問も私は市長に尋ねているんですが、標準保険料率の試算が可能になったとき、試算結果を議会と市民に公表するかどうか、市長、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど担当部長がお答え申し上げたとおり、その段階で委員会等にもお示しすると、こういうことありますので、よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 現在もその宍粟市の国民健康保険税は非常に高く、払うのに大変困難な方がおられます。また払えない方もおられます。兵庫県は市独自の減免制度は尊重するというふうに考えております。一般会計繰り入れによる保険税の引き下げや負担軽減のために独自減免の新設や拡充、これを考えているのかどうか、市長、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど来申し上げておりますとおり、一定の方針や具体的な試案等々が出た段階でそのことも含めて検討していきたいと、このように考えておりますが、試案等については議会のほうにも十分提供していきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 現在でも非常に高い国民健康保険税でありますので、市独自の減免の新設や拡充は考えなければならないというふうに私は思っております。

続いて、質問なんです、保険税の賦課徴収事務は宍粟市の担当ということになってまいります。兵庫県は、収納率を上げるために滞納整理事務の共同実施や国民健康保険税徴収研修、これを実地する予定であります。資格証明書発行や差し押さえなどの徴収強化が行われるのではないかと危惧しております。県の研修内容等の内容を公表するとともに、無理な徴収強化にならないようにしなければならない、私はそのように思っております。市長、どのようにお考えですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 研修内容、私もどういう内容が示されているのか、現にやっているのか、十分承知しておりませんので、内容がもし届いておれば、十分公表すべきだと、このように思っております。

次に、無理な徴収というのは、私は当然非常に厳しい状況がありますので、現状も正しい徴収方法で努力しておりますので、可能な限り現状の徴収が確保できるように努めていくべきだろうと、このように考えておりますが、ただ、繰り返し申し上げますが、まだ全体像が十分見えておりませんので、それらも含めながら十分検討を加えていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） もう一つ懸念をする事項があるんですが、現在、兵庫県の後期高齢者医療連合、これがありますが、これに見られますように、国民健康保険

もこういったふうに広域化したら、身近な宍粟市での相談機能が低下するのではないか、私はそのように心配しております。

そこで、国民健康保険税の納付相談もできる総合相談窓口におけるワンストップサービス、これを行うべきではないかと思いますが、市長の考えを伺います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 後期高齢者の広域連合にも私も議員として出ておりまして、いろんな議論もしておるところでありまして、数年たって、ようやく定着がしてきたのかなあと、このように思っておりますし、ただ、安定的な財源の求めてということで国や県のほうにもいろんな要望を重ねておるところでありまして、議員も十分承知のことだと、このように思っています。

ただ、この今回の国保の都道府県化については、何回も繰り返しになりますが、まだ、より具体的なところまで十分煮詰まっておらない状況でありまして、その点についてはしっかり試案が出た段階で市としての考え方も整理したり、当然議会とも十分協議しながら詰めていく必要があるだろうと、このように思っております。

ただ、市民にとってのワンストップというのは当然のことでありまして、その方向は重要であると、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） そのワンストップによるサービスは必要だということで、今回の国民健康保険事業が都道府県単位化することに当たって、新しく総合ワンストップサービスを行える総合相談窓口を設置する、市長はそのようにしていくというふうに先ほど答えられたと理解してよろしいですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、全体像が個々具体的に十分な試案等もまだ示されていないし議論の最中でありまして。ただ、いろんな意味で市民にとってワンストップというのは重要だと、このように認識しておると、こういうことではありますが、まだ大変申しわけないんですが、制度全体がどういうふうになって、どうなるのかということについて今後の課題としておりますので、今後また議会とも十分議論しながら進めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この国民健康保険の都道府県単位化の動きをしっかりと見て、どのように対応していったらいいか施策を考えていてもらいたいと思います。

続いて、公立病院改革について、再質問をさせていただきます。

先ほども言われましたように、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、兵庫県が策定しております地域医療構想を見ると、西播磨地域においては429病床が過剰になるとしております。また、急性期病床の約半数を回復期病床に転換して、慢性期病床は過剰になるとして、その患者の受け皿として在宅医療の充実、これが挙げられております。急性期から回復期への病床転換が大規模に行われて、看護師の配置基準が7対1から10対1などになり、看護師の労働条件の悪化や入院患者にとっては看護体制の不十分さが危惧されます。

まさにベッド数は減り、必要なときに入院できない、入院してもすぐ出なければならぬ、人件費を減らすため、介護体制が不十分になる、これらのことがこの内容から予想されます。

この県の策定しております地域医療構想は、2014年から開始された病院機能報告制度により、知事に報告された内容を受けて策定されたものでありますが、医師不足で稼働できない病床数や受診抑制で低く出ている現在の需要率をもとに計算しているの、地域住民の実感や実態とはかけ離れたものになっているのではないかと、私はそのように考えておりますが、市長はどのように思われますか。市長、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃった具体的な数字まで十分把握をしていないので、大変申しわけないんですが、総合病院の役割というのは、かねてより申し上げておったとおり、市民にとっては安全安心の最後の砦と、こういうことであります。現状では急性期からの、あるいは回復期からの病床の問題、今205床の中でいろいろ55床とかあるわけではありますが、今回、病院についてもいろんなプランを定めておまして、将来に向かっての地域医療という概念の中で総合病院の役割を明確にしていこうと、こういうところでありますので、私としては総合病院は市民にとっての安全安心の砦、同時に、今後の役割についても明確にする中で進めていくべき項目だと、このように捉えております。

詳細の考え方については、また病院事務長のほうから、さらに具体的に答弁を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 今おっしゃいましたように、地域医療構想の中で、高度急性期が不足しているとか、また、急性期が過剰であるとか、そういった2025年に向かっての方針は示されております。ただ、このことに対しての具体的な

県の施策というのは、今後出てくるところでございます。

それで、宍粟総合病院といたしましては、先ほど市長の説明にもありましたように、これからの宍粟の地域医療を守っていくために、現在の205床の機能というのは必要というふうに捉えておりますので、このことについて守っていけるように努力していくというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） やはり本当に住民の実態、住民の声、これらをしっかりと理解するということが大事だと思うんですが、市長はそのために総合病院住民アンケートとか、総合病院に何を求めるかとか、どういう施策を実行してもらいたいとか、そういったアンケートをとるようなお考えはありませんか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 前回の議会の中でも御質問あって、少し答弁したんじゃないかと思うんですが、今現在病院改革プラン等々を策定する中で、病院のあり方、あるいは経営も含めて今後検討しなくてはならないと、こういうことで、場合によって項目によっては市民の声を聞かなければならない、そういう場合についてはアンケートをとることがあるかもわからんと、こういうふうなニュアンスの発言もさせていただいたと思っています。したがって、今、やみくもに全てをとるのは非常に厳しい状況かなと思いますし、またかえって市民にも混乱を招く恐れがあると、このように考えておりますので、場合によりまして、必要なときにはそういったことも含めてアンケートはとらなければならない場合もあると、こういうふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 住民の実態や住民の声にはしっかりと耳を傾けていくということは大切にしてもらって、アンケートをとるという方向で考えていただきたいと思います。

あと、平成26年10月から地域包括ケア病棟、これが設置されておりますが、看護師の配置基準が7対1ではなくて、基準が13対1であるが、宍粟総合では10対1にしているというふうに言われてましたけど、これちょっとどうだったのかなというのは、これは市長でなくてお答えいただきたいんですけども、恐らく10対1、これに変更されているんだと思うんですが。

この地域包括ケア病棟では、看護助手が看護師と連携して業務を行っておられます。この病棟の看護助手には、夜勤もありますし、患者のコール対応にも応じて、

患者の体に直接触れて休む間もなく仕事をされています。しかし、他の職種と比べて給料が非常に低いです。人件費の削減のための10対1介護には無理があって、看護助手に大きな負担がかかっているのではないかと、私はそのように思います。本来の看護助手の仕事である、ベッドメイクや室温の管理、シーツ交換や食事の配膳、掃除や患者の付き添いの仕事分の給料しか出ていないのではないかと。看護助手さんはおっしゃいます。このままではやりがいのある仕事ではあるが、続けていくことができない。この声を聞きます。

私は市長にお願いしたいんですが、急いで看護助手さんの実態を調査して、仕事内容に見合った労働条件の改善を図らなければならないのではないかと思います。市長のお考えを伺います。市長、お願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったような実態があるのかどうか、私も大変申しわけありません。十分な実態の把握をしておりません。したがって、看護部長あるいは病院長を含めて実態をまず聞いてみたいと、このように思います。

看護師さんは大変な労働の中で市民の安全安心やいろいろな意味で活躍を願っていただいておりますし、頑張っていることは十分承知しております。今おっしゃったことが実態になっているのかどうか、再度確認をしていきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど市長は看護部長、病院長の意見を聞いてとおっしゃられましたが、実際にお仕事をしてくださっております看護助手さんの意見、これを聞かなければならないんじゃないかなと思います。そのところはどうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然でありますので、直接どうのこうのはあるんですけども、部長あるいは院長にも十分聞きながら、場合によっては直接の看護師さんにも聞くことがある、このようなことも含めて実態を把握していきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど言いましたこの地域医療構想、これにおいては宍粟総合病院と神崎総合病院との公立病院間の連携強化、これを主な施策として打ち出しております。先ほどもおっしゃられたんですが、その連携協定の内容をもう少し

具体的に御説明願います。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 神崎総合病院との連携につきまして御説明させていただきます。

地域医療構想の中で、西播磨圏域と中播磨圏域のともに山間部の似通った地域をカバーする両病院でございます。

両病院ともに両地域において必要ということで、今後、存続をしていく上で、必要な連携を行うとするものでございまして、協定書の目的といたしましては、相互に連携するために協議を行うということで、それぞれの項目につきまして、連携ありきの協定書のようなものにはなってはおりません。県のほうも連携強化という言葉は使っておりますけども、地域医療構想の括弧書きの後ろのほうには、連携に向けた推進をするというように括弧書きの中に書いてあるとおりでございます。

例えば医薬品であったりとか、そういった医療機器の共同購入ができないかといったこと、そういったことが一つの例でございます。ただ、このことについては、宍粟市と神河町のそれぞれの財務規則の問題もございまして、そういうことについて、共同で購入することによって支出がともに減らせる方法はないかとか、そういったことを協議によって可能かどうかを進めようとするものでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 具体的な連携内容というのがやはりよく見えないんですけども、今大切なことというのは、具体的に見えにくい連携よりも、宍粟総合病院に必要な医師を確保することではないのかと思うんです。今までも医師確保のためとか、さまざまな努力を続けてきておられます。そしてまた、病院の経営の悪化の原因として、やはり眼科と整形外科の常勤医がいなくなった、これが一番の原因だということも挙げられております。

また、市民も宍粟総合状況の整形外科や眼科、また耳鼻咽喉科の常勤医を増やしてほしい、そういう願い、あるいは大きな声があります。

私は、今必要なことは連携よりもそういったことではないかと思うのですが、市長はどのようにお考えになりますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 当然でありまして、医師確保というのは最重要な課題として鋭意それぞれの立場で取り組んでおるところでありまして、ただいまお話があった

整形外科医あるいは眼科医、あるいはさらにまた今日の状況の中で耳鼻咽喉科、いろいろ努力をしております、それはそれとして最大限努力していかないかなと、このように考えております。

ただ、連携は、先ほど担当部長も申し上げたとおり、似通った地域の中でひょっとして経営上の部分でうまくそれぞれ双方にとってメリットがあることがないかどうかの検討をしていくというふうなことから始めていこうということですので、私はまた違った観点でその連携という部分は必要であると、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 兵庫県内で近年、病院同士の統合という動きが出ております。例えば三木市民病院と小野市民病院が統合、また加古川市民病院と神鋼加古川病院が官民で統合、梁瀬医療センターと和田山医療センターの統合、これらの大変大きな動きが兵庫県内では今起きております。

新公立病院改革ガイドラインにおいては、経営形態の見直しと統合再編、これを重点課題に設定しております。県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院、県立柏原病院は柏原赤十字病院、これの統合も決定しております。このようにこのガイドラインにおいて経営形態見直しと統合再編を重点課題に設定しておるので、私は不安を覚えております。

この宍粟総合病院も2017年3月までに新公立病院改革計画を作成して、総務省に報告する、このようになっております。新公立病院ガイドラインと先ほどから言っております地域医療構想を受けて、神崎総合病院との連携から統合に向けての動きが出てくるのではないかと。その際には、医師不足の解消ではなくて、逆に診療科目の縮小、ベッド縮減、このようなことが起きてきて、地域住民の命や健康が守られないようなことが起こってくるのではないかとというふうに危惧をしております。この危惧に対する市長のお考え、また今後の対応をお尋ねいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 突然統合というような話が出てきたんで、私もびっくりしておりますが、私は全くそのような考え方はありません。むしろ市民の皆さん方と一緒に安全安心の拠点となる総合病院をしっかりと守って行って、それぞれ安心を高めていくと、これに尽きるのかなあと、このように思っておりますので、その点でよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君）　そういう市長の宍粟総合病院をしっかりと守っていきたいというお答えを聞いて、これからしっかりとそのような対応をしていただきたいというふうに感じております。

やはり、この宍粟総合病院は長年にわたって地域住民の命と健康、安心を守るために力を発揮してきた病院であります。私も住民に身近なこの宍粟総合病院をなくしてはいけない、そのように思っております。もう一度市長のこの宍粟総合病院に対する思いをお答えください。

議長（秋田裕三君）　福元市長。

市長（福元晶三君）　何回も言うようでありますが、総合病院は宍粟市民にとっても私たちにとっても安全の砦であります。ただ、課題もたくさんあるわけですが、課題解決については議員の皆さんはじめ市民の皆さんが一体になって、その砦を守るように最大限よろしくお願い申し上げたいと、私も一生懸命頑張らせていただきます。

議長（秋田裕三君）　14番、山下由美議員。

14番（山下由美君）　続いて、介護保険制度見直しについて、質問をさせていただきます。

高い医療費抑制、このために病床の削減や早期退院が急速に進んでおりますが、在宅医療や在宅介護の整備は遅れております。これは全国的にもそうではありますが、宍粟市においても大変遅れているように思うのですが、市長の御見解はいかがですか。

議長（秋田裕三君）　大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君）　ただいま宍粟の状況が遅れているとおっしゃいましたですけれども、今、ちょっとその判断は私にもしかねております。基本的には、病院で治療は必要な方は受けていただくと。それを医師の判断によりまして、在宅でも過ごせるという状況になりましたら退院をされるわけですから、無理やり早期退院を促すというようなことはございません。まして回復期の病棟ができた総合病院におきましては、そちらで在宅復帰を目指して療養をしていただくということになっております。

在宅におきましては、今も訪問看護ステーションを市直営でやっているところもありますし、開業医の先生方も訪問診療とかもしていただいております。そういった面でさらに医師会と共同して在宅で過ごせるように準備をしていきたいなど、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この国の動きを何とかしなければならぬということで、市も非常に努力しておられることは承知しております。

そこで、病床削減等により増大する退院患者の受け皿として想定されているのが、この地域包括ケアシステムであるんですけども、その中心はやはり介護保険であるわけです。だからこそ来年4月から始まるこの総合事業、これによって介護サービスが低下することは私はあってはならないと思うんです。

しかし、先ほどの御回答によりますと、新しい新総合事業が始まることに対しての財政的な措置は考えていないということでありました。このままではやはり介護サービスが低下するのではないかと思うのですが、この状態で介護サービスが低下しないというふうにご考慮いただけますか。市長はどう思われますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 最初の御答弁で申し上げたとおり、現状の中では、サービスの提供量はほぼ現在と変わらないと、このように考えておりました。したがって、総合事業の開始によって、当初から予算のこれまでの上限額が変わると、こういうようなことは非常に可能性は低いと、このように予測しておるところであります。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 地域の介護の実情、これをしっかりと見ていただきたい、また住民の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思うんですけども、地域にはひとり暮らしの高齢者とか老老介護などの本当に深刻な実態があります。この地域包括ケアシステムの中でも想定されております家族相互の助け合いであります自助、またボランティアや地域の絆という互助だけでは解決できない問題が市内にはあふれております。

国の方向に伴走したような形で、市においてもやはり自助・互助という言葉が飛び交っておりますが、やはり本当の意味でこういったひとり暮らしの高齢者や命ながら老老介護を行っておられる方たちの生活を守ろうとすれば、自助や互助だけでは解決できません。やはり自治体独自のサービスの上乗せ、さまざまな施策といった公助が必ず必要になってまいります。市長はそのようには思われてないのですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 思っていないと言ったことはないと思うんですけども、私

はやっぱり自助、共助、さらにまた公助、当然の役割の中で果たすべきことはやっていかないかん。ただ、公助ばかりというわけには当然いかんことは御承知のとおりだと思います。私も現実、民生委員さん、あるいはいろんな方々と常々よく話をさせていただきます。また、訪問看護に当たっていただいている、在宅支援をしていただいている、医療にかかわっている先生方とも話をします。また、今日、この4月から市としても訪問看護ステーションを開始して、その役割ということで、いろんな議論をさせていただく中で、市がなすべきこと、あるいは今不足していること、十分議論する中で、お互いにこのまちを支えていく、あるいはこのまちの将来に向かっていくということでの役割は明確にせなならんと、こう思っております、それぞれ自助、共助、あるいは公助、その中で今後のまちを考えていくことは念頭に置いておるつもりであります。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど市長は公助ばかりにはならないというふうに答えられたと思うんですけれども、でも、地域住民の実態を見ていただきたいです。誰もぎりぎりになるまで自助、あるいは互助で頑張っておられます。そして、本当にどうにもならなくなったときに公助を使っておられます。そうは思われませんか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 何もその否定をしたんではなしに、それぞれの役割がある中で、当然、公助としての果たすべき役割はありますので、それはそれとしてやらないかんと、こう思っております。

したがって、全て押しなべて公助というのは、これはあり得ないだろうと思っておりますので、まさしく今、地域包括ケアシステムの中でそれぞれの役割をする中で、地域を支えて、我がまちを支えていくと、こういうことであります。

しかしながら、どうしても公助で、これは当たり前の話で、そのときには公が手を差し伸べるというのが、これは当たり前だと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この問題には本当に介護保険が大きくかかわってくるわけでありましたが、いざとなったとき、本当に介護が必要になったとき、公的に介護を受けようということで、介護保険料を2000年からずっと掛けておられる方がほとんどです。にもかかわらず、新総合事業が始まったり、また次には要介護1・2のサービスの切り捨ても国が打ち出してあります。

こういった状況から、市民を守るのは市長が自治体独自でサービスを考えていく、

そういうふうに考えていかないと、だめなんじゃないかなと。そうしないと今の現状では、市民の命や健康は守られないんじゃないかなと私は思うのですが、市長、どう思われますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 市独自の施策も幾らか当然やっておるのは御存じのとおりだと思いますが、市民の皆さんが健康で生涯現役でという形で健康の面でも独自でやっている部分もあります。ただ、制度をうまく活用というんですか、その制度に合わせて市としてもやらなければならない部分もありますんで、それはやっぱりその方向は否めないことだろうと思っています。

ただ、繰り返し申し上げますが、自助あるいは共助あるいは公助、それぞれを明確にしながら、やっぱりこれからのまちを考えていかないかんと考えておりますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 国の社会保障の改革、これによって市民の命や生活が脅かされるとしたら、そうしたら、そこに住む人たちの安心を守るためには、やはり市長が国の言うとおりに動くのではなくて、住民の実態、住民の声、これらをしっかりと把握して、施策としてサービス上乘せという形で実行しなければならない、私はそのように思います。そして、やはり宍粟市民のためにそのようにしてもらいたいと私は思います。市長、今の私の考え、間違っておりますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 決して間違っておられるとは思いません。私も可能な限り市民の皆さん方の声を聞きながら、施策に反映できるものは反映していきたいと、その思いは一緒であります。

ただ、現実いろんな課題もありまして、可能な限りの施策を打って出ると。ただ、独自の施策が本当にどんどん打てるかということ、なかなかそうでもない状況は、もう御存じのとおりだと思いますので、市民の安全や安心や、あるいは生涯の生きる喜びや、そういったものはできるだけ共有できるように最大限努めていきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 今宍粟市に住んでおられる人たちの実態や、そしてその声をしっかりと把握して施策を実行してもらえような市長であってほしい、そうお願いして代表質問を終わります。

議長（秋田裕三君） これで、日本共産党宍粟市会議員団、山下由美議員の代表質問を終わります。

午後 2 時 35 分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午後 2 時 2 1 分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

続いて、会派創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3 番、藤原正憲議員。

3 番（藤原正憲美君） 3 番、藤原でございます。議長の許可を得ましたので、創政会を代表いたしまして通告しております大きく 4 点について質問させていただきたいと思っております。大変お疲れのところとは思いますが、できるだけ簡潔に行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、まず 1 点目ですが、行政改革の推進をについて質問をいたします。

第 3 次宍粟市行政改革大綱によりますと、平成 33 年度以降、財政調基金からの繰り入れが必要になり、翌年度、平成 34 年度には約 4 億 2,000 万円程度の収支不足、いわゆる赤字になると予測されています。地方交付税の支援措置がなくなり、厳しい財政状況であります。そのため、今後、歳入の確保、歳出の抑制、そして市民参画の推進の 3 本柱で行革に取り組むとのことであります。

そこで、平成 27 年度は第 2 次行政改革の最終年度ですが、人件費について、これは以前にも質問したんですけども、この平成 27 年度決算では、対前年度比較で 4,200 万円の減になっていますが、物件費は逆に 2 億 2,000 万円増になっています。その物件費の中で賃金が 5,100 万円、そして委託料が 1 億 4,000 万円増になっています。これは新たな事務事業等により増になったと思っておりますが、もう少し具体的に説明を求めたいと思っております。

また、事務等の効率化をあわせ組織機構の見直しを行うとのことですが、合併から 11 年目に入り、3 市民局の状況も合併当初からかなり変わってきております。見直しが必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

2 点目ですが、市有林から林業振興について質問いたします。

森林林業基本計画が閣議決定され、林業の成長産業化に取り組み、儲かる林業、

若者を呼び込める成長産業を目指すとのことであります。

前回の東京五輪、昭和39年ごろから、木材の輸入自由化が契機となり、林業がされてきましたが、今、半世紀ぶりに林業復活の兆しが見えつつあります。4年後の東京オリンピック・パラリンピックでは施設整備に国産材利用の機運も高まっております、また期待ができます。

宍粟市は、御案内のとおり森林王国であり、本市自体も4,000ヘクタール以上の山林所有者でもあります。本市の林業を振興を考えると、財産の運用も含め、この市有林の経営活用を考えるべきで、林業に特化した、いわゆる公社等を設立できないでしょうか。答弁を求めます。

また、森林経営計画に基づき、間伐等の施業を実施したら、国県の補助金が決まらず、事業者、所有者もですが、困っていると聞いております。なぜ遅れているのか。きっちり説明すべきではないかな、このように思いますが、いかがでしょうか。

3点目ですが、食育とあわせ食農教育の実施について質問いたします。

本市も第3次食育推進基本計画を策定され、この平成28年度より取り組んでいますが、食べない、料理しない、安い輸入品に走り、余れば捨てるなど食生活のゆがみが進んでおります。

農業白書によりますと、日本人の胃袋が縮み続けており、総供給熱量は20年前をピークに下がり続け、平成26年度では一人一日当たり2,415キロカロリーで、品目別では米や魚介類の落ち込みが目立つとのことです。しかもこの総供給熱量に対して実際食べた摂取熱量も減少傾向で推移し、今では1,863キロカロリーとなっています。この差552キロカロリーが食べ残しであり、大量の食品ロスとなって廃棄されています。しかも食事を抜いたり、栄養が偏ったりしている食習慣の乱れが生じているし、生活習慣病の発症を招く恐れがあります。

体験農業を通じた食育と農業の大切さを訴える食と農を両輪とする食農教育をすべきで、産業部と教育委員会、そして健康福祉部が今まで以上に連携して取り組むべきではと思いますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、消防団員の処遇改善について質問いたします。

非常勤消防団員としてお仕事をしながらの消防活動は本当に大変であり、日夜の活動に敬意を表し、感謝するものであります。

本市消防団の報酬は平成27年度から年額8,500円に改正されていますが、この報酬は他市と比べて低くはないのでしょうか。

また、団員が減少していますが、消防団員の確保に向けた具体的な取り組みにつ

いて答弁を求めまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原正憲議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の藤原議員の御質問にお答え申し上げます。大きく4点いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

行政改革の関係であります。特に、最終年度における賃金、委託料の増加、この件であります。まず、賃金につきましては、生活困窮者自立支援事業や手話通訳者の設置、地域創生事業（定住促進、企業誘致）などの新たな取り組みによる増加のほか、公立保育所や預かり保育、小中学校における加配教員が増加したことによることが要因となっております。

また、委託料につきましては、住民情報システムやネットワークサーバーの更新など情報処理システムの改修・更新における増加やコンビニ交付サービスシステムの構築のための経費が増加の要因となっております。

次に、事務の効率化、組織・機構の見直しの点であります。本年4月に各市民局の産業部、建設部の所管を地域産業課、地域建設課へ再編し、限られた職員で各市民局の独自課題解決への迅速な対応をする組織に再編を行ったところであります。また、昨年度に策定をしました公共施設の総合管理計画にも掲げておりますとおり、今後、各市民局管内の施設の集約化、あるいは複合化と並行して、さらに事務の効率化や組織の見直しを図ってまいりたいと、このように考えております。

2点目の市有林からさらに林業振興をと、こういうことではあります。また、あわせて林業に特化した公社等の設立、この御質問であります。御承知のとおり、市の面積の9割を占める森林は、貴重な地域活性化の資源である、これはもう御承知のとおりだと思います。その中で、お話のありましたように、市有林は、直営林が約4,000ヘクタール、公社等への分収林が約2,400ヘクタール、計6,400ヘクタールあるところであります。

質問の中で、市有林の経営と活用を考えた林業に特化した公社等の設立をと、こういうことではあります。林業というのは、もう御承知のとおり、投資を行ってから利益を得るまでの期間が非常に長い、長期というところがあります。またその特殊性というんですか、伐採時の木材価格の影響が収益を大きく左右するという、ほかの産業においてもなかなか類を見ない、ある意味の特異な産業だと考えておまして、そういった中で、現在も各市有林等々、公有林の経営をそれぞれの自治体が行っていただいております。中には全国的にも公社等でその運営をやっておられ

るともありますが、債務超過によって解散している例も現在あるやに聞いております。

そういった中で、林業という特殊性の中での収益をどう保って、経営という観点では非常に難しいと、このような理解もしておるところであります。

今後、市としても短期で収益を得る方策の検討を当然するわけではありますが、長期受委託も活用しながら、現状の市有林の直営体制を維持をしていくと、こういうことで現在考えております。したがって、林業に特化した公社等の設立は現在のところ考えておらないと、こういうことでありますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

続いて、森林経営計画に基づいた施業を実施したが、国県の補助金決定が遅れている、何でやとこういう御質問であります。森林施業に伴う国県補助金の交付手続は、事後申請となっております。県が交付決定をする前に補助金の割り当て調整しておりますが、現在の状況は、全市の執行見込み額に対し補助金の割当額が大きく不足をしている状況であります。

このような状況を受けて、県では平成28年度事業においては、9月補正で対応していくとのことを聞いておりました。私も公有林野協議会の会長をしている立場上、あるいは治山林道協会とか、あるいは林業会議とか、そういったところへ出させていただいて、国の予算についてのいろいろ情報も仕入れておると、補正予算で何とか従来のことについては国は対応していきたいという方針を出したと、こういうことを聞いておりました。そのことを受けて県は何とか9月補正で対応していきたいと、このようなお話も先般聞いたところであります。そのことには期待をしておるところであります。補助金という大きな枠組みの中で、県費、国費に頼っておるところが非常に大きい要素がありまして、さらにまた事後申請という現行制度でありまして、これが必ずしも妥当性があるのかということ、なかなか課題もあるわけでありまして、先ほど申し上げた団体等の中で、あるいはほかの関係団体とも連携しながら、もう少し早くなれないのか、予測もできないのかも含めて要望していきたいと、このように考えております。

3点目の食育とあわせ食農教育の充実と、こういうことであります。食を取り巻く環境が大きく変化しておりまして、社会情勢の変化等々もありますし、生活様式の変化も含めてそういう環境が変化する中であります。特に健全な心身を培う上においては食育の持つ役割は極めて重要であると、このように認識しておりまして、給食を含めてそういった観点で今努力しておるところであります。我が宍粟

市では、平成20年度に宍粟市食育推進計画を策定をして、その食育を推進しておるところであります。

その一環として、健康づくり推進協議会におきまして、教育委員会あるいは学校給食センター、食育担当校長あるいは栄養教諭、さらにまた市の担当部局である産業部の農業振興課、またＪＡ等にも参画をいただいて地域の食育に関する取り組みを一緒になって今進めているところでありまして、当然課題も発掘しながら、その課題解決に向けての協議も進めておるところであります。

その協議会では、ＪＡと連携して幼稚園や小学校におきまして地元の食材を使ったジャムや味噌づくりの体験、あるいは市民を対象とした講演会等も開催するなどして、農業とのかかわりを重視した食育活動を進めておるところであります。

今後市役所内部での連携をさらにというありがたい御提言もいただいておりまして、そのことも重要と捉えておりまして、より内部の横断的に、さらに連携を加えながら、食と農業の連携による教育、こういったものを進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4点目の消防団員の処遇改善をと、こういうことではありますが、まず、消防団員の報酬額につきましては、階級ごとにばらつきはあるものの、西播磨管内の他市町と比べ総じて低い額となっております状況は御承知のとおりだと思います。

しかしながら、分団や部の運営にかかる交付金、このことにつきましては、西播磨の各市町に比べ高い水準となっており、これまでの宍粟市消防団の運営の歴史、あるいは現状を踏まえて御理解いただいておりますと、このように考えております。決して現状がいいということではありませんが、報酬額については交付金とあわせて今後の検討課題と、このように考えておるところであります。

団員確保に向けた取り組みのことではありますが、近年、団員数は減少し続けており、分団や部の再編により消防力の維持に努めているところでもあります。

特に、地域によっては、あるいは単位の自治会によっては、部がなくなり近隣の自治会と合同で部を再編して分団を構成すると、こういうところでもあります。また、地域の皆さんも、元消防団員というＯＢとしても協力をいただいております。これは地域を支える若者の減少という要因もありますが、若者の意識の変化ということも大きく影響しているのではないかなあと、このように考えておりまして、その変化の中に消防団が日常的に非常に出ごつが多いと、そういったことに対する意識の問題、こういったこともあるのではないかなあと、このように考えております。

本年2月の消防審議会でもこの話題がいろいろ出たところではありますが、自治会長さんや、あるいは若い人たちが勤務する事業所の協力を得て、今後そういったこともお願いする中で、消防団に対する理解を深めていきたいと、このように考えております。団本部におかれても団員減少、それに伴う消防力の維持・確保に向けた協議も常日ごろしていただいております。

その一つに、子どものころから地域活動に参加している人は、大人になっても地域活動に参加する割合が高いとも言われておる状況もあります。いろんなアンケート等、国のいろんな情報なんかを見ると、そういったことも見られるところではありますが、そういうことの観点からしますと、いわゆる幼年消防クラブへの加入促進であったり、あるいは地域の子どもたちと消防団の触れ合いの機会、そういったことを設けることも、先ほどの例にとりますと加入促進に繋がる活動も必要と考えておりました、もう既にある消防団では、こういった地域の子ども会と一体となってそういった行事をやるというようなことも企てているように聞いております。今後あらゆる手法を凝らさなくてはならないと、このように考えております。

なお、この消防団の団員確保と同時に、消防団は地域を守っていただいておりますが、さらに守っていただくものを増やすことによって消防団への加入という、あるいは意識高揚という意味で、消防団を対象とした婚活を開催をしております、去る9月4日に福知溪谷で婚活を開催させていただいたところ、男女合わせて両方で64、65名が参加する中でその催しをさせていただきました。消防団が主体となっているいろいろ努力いただいたわけではありますが、聞いておりますと、その日はカップルが8組みできたと、こういうことでありまして、そういうことが消防団の確保に向けた取り組みの一助にもなるんじゃないかなと、こんなふうにも期待をしております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 大変丁寧に答えていただきましてありがとうございました。

2、3再質問させていただきたいと思ひます。

先ほど行革の効果が出ているということで私申し上げて、一方で、人件費の中で賃金が非常に大きく伸びていると申ひますが、増えているということで、先ほど市長のほうから丁寧に説明があったわけでございますけれども、この5,100万円という賃金の増、大体年収200万円といたしますと、25人から30名近い臨時雇いの方の増になるのかなあと、そういうことを思ひますと、なかなか何ぼ始末と申ひますが、

節減してもその効果が薄れておるといふかねえ、それであれば、新規事業でもしやるとするならば、私は別に臨時職員で対応するのではなしに、正規職員あるいは臨時職員の中にも優秀な方もいらっしゃるんで、戦力としてそういう方の採用ということも視野に入れていただいたらなあと、私はこのように思うわけでございます。

それから、もう1点、第2次行革の取り組みの中で、いわゆる組織機構の見直しについては、ほぼ達成できたというようにいわゆる丸印がついていたわけでございます。先ほども市長からありましたように、市民局につきましても本庁所属というんですか、本庁所属の市民局職員という何かややこしい位置づけなんですけども、そういう対応をしたと。あるいはまた、新たな課題に対応するために債権回収課等々もできたわけでございますけども、やはりそうした中で、この達成できたと言いながらも、これはちょっと乱暴かもしれませんが、第3次行革では引き続き組織機構の見直しということで、本庁も含め市民局あるいは保健センターですか、そして生涯学習事務所等々の見直しをするというようなこともされておるわけなんですけども、達成といいますか、こういう新たな行政課題や多様化する市民のニーズ等々には柔軟に対応する、それは当然でありますけども、私は、現地解決型の市民局というのが本当に機能しているのかなあ。言葉悪いですけども、市民からの要望を中継局的に本庁に繋ぐと、そういうようなところが案外主になっているんじゃないかなと思うたりするんで、その辺市長の専権事項ではありますけども、もう一度それをお尋ねしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、市民局の体制の中で、現地解決型の市民局として機能しておるのかと、こういうところのまず考え方をお示し申し上げたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、4月から産業部、建設部の所管を地域産業課とか地域建設課ということで市民局を再配置しました。いわゆる直轄的にやったわけですが、それは今現在市民局における産業部の職員、あるいは建設部の職員がすぐさま現地の状況を捉えて、本庁と素早く対応して行って、迅速なサービスが提供できると、こういう体制に取り入れたところでありまして、それはまさしく現地解決型というより、行政サービスの迅速な対応という観点で私は効果があったんじゃないかなあ、このように思っております。

合併したときに、現地解決型の市民局とは一体何ぞやという議論はいろいろなされて、紆余曲折して10年になったと思うんですが、私は市役所そのものの行政機能

が市民のニーズに対して的確に対応するものは、市民局であれ本庁であれ、いずれにしてもすぐやらないかと。それはいかに情報を素早く共有できるかと、これに尽きると思いますんで、そういう観点では、今現在の組織がいいとは思っておりませんが、常によりよい方向で市民局を含めた、あるいは本庁との役割を含めたことについては今後あらゆる角度から検証しながら、前へ進めていく必要があるだろうと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） それでは、2点目の質問に入りたいと思いますけども、先ほど市有林というんですか、特化した公社というのは考えていないということでした。北みどり公社の定款によりますと、農業林業、林業も入っております、私も理事しておるんですけども、そういう目的には入っております。ただ、農業についてはかなり成果といいますか、利益も上がっておりますけども、林業の取り組みはそこではされていないのではないかなあと、このように思うんです。

ですから、是非そういうところも含め、確かに採算ベースになるかどうかという経営という面で、事業という面で考えたら、それは私も自分で言いながら、ちょっと課題といいますか、問題があるとは思うんですけども、そういう圏域で私も川下、川上というようなことで、市長にも前に質問したんですけども、その考え方も含め、やはりふるさと納税ではありませんけども、そういう考えで資金といいますか、寄附金を集めると、それも一つのまた手だてではないかと思っておりますので、こういう50年ぶりに林業が復興の兆しが見えておるときだけに、やっぱり率先といいますか、市がリーダーシップとして、森林組合も農協も含め、林業事業者も含め、もちろん所有者もですけども、その中できっちり何か方向性を、どうや言われたら私もちょっとよう言わんのですけども、これはもう検討していただきたいなあ、このように思うわけでございます。

ほんまに、山を守るということは環境を守ることでもあるんで、しかし、先ほど同僚議員の中でも20年ぐらいで木が大きくなるというような樹種があるということも私も知っておりましたけども、昔は確かにスギやったら30年ぐらいではお金になりよったんでね。今はもう50年たってもあかんけども、30年ぐらいの間隔で奥の波賀町のほうやったら、よう木が成長しておりましたんで、それぐらいでも電柱とかそういうものに昔はいきよったんです。だから、決して50年、60年のスパンじゃないということはあるんでね、それは今後のことなんですけども、よろしく願いをしたいと思っております。それは答弁よろしいですけども。

それから、3番目の食育の関係ですけれども、これも先ほどもJAはじめとか、学童農園など農業体験を増やししながら、命を育む農業の大切さを教え、伝えることが必要ということで、生きた教材であると。また生産者の努力や地域の自然文化にも繋がることになると。そういうふうなことで、是非この食の教育というのをやっていただきたいなと思います。

これ昨日の新聞にちょっと出ておったんで披露したいと思うんですけども、食品ロスの削減ということなんですけども、まだ食べられるものを捨ててしまう。いわゆる食品ロスが問題化している。日本では、年間640万トン発生していると聞く。国民一人が茶碗一杯分の御飯を毎日捨てている計算になるそうです。世界では、飢えに苦しむ人々への食料援助を日本がしている、ロスの分が約2倍であるということです。その半分近くが家庭からの廃棄と言われています。命をいただくことへの感謝の気持ちを私は忘れてはいけない、全くこのとおりであると思うんです。食農教育につきまして、先ほどいろいろ市長のほうから答弁がありましたけども、きっちり取り組んでいただきたいなあ。特に国もこの食育推進事業については平成28年度から農林水産省が担当しているということで、宍粟市の第3次食育の関係は、これは健康福祉部が窓口になっておるんじゃないかなと思ったりするんですけど、その辺がやはり産業部なり、教育委員会ともきっちり連携していただいて、対応していただきたいなああと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） ただいまありましたように、食育の関係は、健康福祉部のほうで引き続き担当させていただいております。

そうした中で、先ほどもありました体験農業とかそういった食農でもっと子どもたちに対して啓蒙していくといいますが、農業自体もわかってもらう、食糧問題として捉えてもらうということが大事だということをおっしゃっていただきました。

その中で、ずっと以前のことなんですけども、体験農業の現場に行って子どもたちの意見を聞いておったときですけども、指導に当たられていた年寄りの方が、農業が楽しいという感想を言っておったと。自分らが若いときには機械化もされてなかったせいもあるんですけども、農業は大変つらい作業だったと。だからこそ食物、食べ物を大事にしてきたと。そういうこともおっしゃってありました。その方は、そういうことを子どもたちにも伝えたいという思いもあったのかもわかりませんが、そういった食べ物を大事にするということも伝えていくことも大事だと思います。ただ、楽しいと言ってくれたので、農業が嫌いになったと言われるよりはずっといい

いということもおっしゃっておいりましたので、その辺のさじかげんといいますが、難しいところではありますけども、子どもたちに対して普及していききたいと考えておりますので、農業関係部署とも共同して進めたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） この食農教育のとこなんですけども、これ定住自立圏の共生ビジョンの中に、いわゆる食べきり運動応援事業というような補助制度みたいなのがそのビジョンの中に上がっておるんですけども、これは本当に先ほども答弁があったように、やっぱりもったいないといいますが、食物を粗末にするなって、昔の我々はおじいちゃんやおばあちゃんから、これ見たかのようで、よう叱られたのを覚えておるんですけども、きっちりそれに対応していただきたいなあと、このように思います。

最後ですけども、消防団員の処遇改善についてということで、ちょっと聞きたいんですけども、これは平成27年度から条例改正になって報酬が改正になったんですけども、平成26年度決算では、報酬が484万円ぐらいだったんですけども、分団交付金、これ19節に計上されておるんですけども、これが1,643万9,000円ですか、合計で2,127万9,000円が報酬と分団交付金ということで決算で上がっておるんですけども、これが平成27年度では、改正によりまして、報酬は484万円が1,769万7,000円になっています。大幅に上がっています。分団交付金は逆に1,643万9,000円が897万1,000円で約530万円ぐらいが全体で増えていると。

これ団員一人当たり割り戻しますと、3,000円ぐらいでどうかなあと、このように思うわけございまして、どっかでこれ聞いたことがあるんですけど、国の指導では1万円未満の自治体については、消防団については改善をするべきであるというような指導があったかなかったか、そういうことを聞いとんですけども、大変財政厳しい状況下であります。団員も減っております。私は今後市長のほうからもありましたように、見直しは検討するということで、それは条例で決めることなんで、それでいいと思うんですけども、ただ、交付税の基準算定額の中には、団員一人当たりというのが3万6,500円ぐらいで算定されておるらしいんです。出動手当が1回7,000円か何かでね、これは交付税というのは一般財源ですから、あくまでも基準の算定根拠だけで参考までに聞いていただいたらいいんですけども、そういうことで、もう1点は、総務省消防庁は団員に報酬を払っていない消防団といいますが、自治体もあるらしいんです。それを近いうちに公表するとかというようなこと

も聞いておるわけでございまして、宍粟市は8,500円という報酬が、そないに低いほうじゃないかもしれないんですけども、状況を見ながら、条例改正ということも先ほども答弁あったんですけども、考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 平瀬まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長（平瀬忠信君） 藤原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、消防団員の報酬につきましては、議員御指摘のとおり、平成27年11月に国からの通達で地方交付税措置額の水準を下回る報酬を支給している団体への改善をするようにという通知が来ております。

それを受けまして、宍粟市の場合、平成27年4月に見直しをさせていただきましたところでございますので、次回見直しのときにその通知を参考に調整をさせていただきたいと考えております。

2点目の団員報酬の支払いの関係につきましては、宍粟市の場合、団員、班長、副分団長、分団長等々階級がございますが、それぞれの所属のほうに全額振り込みをさせていただきますして、個人ごとの領収をいただいておりますような状況でございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） ありがとうございます。

消防団員というのは、皆さん、ほんまに安心して、ボランティアの私は原点になると思うんですけども、安心して消防活動ができますように、御家族の御理解、そしてまた事業所等々の御配慮もなければ、なかなか活動ができないということで、この辺はまたPRなり、周知徹底をしていただきたいなあ、このように申し上げまして私の代表質問を終わります。

議長（秋田裕三君） これで、創政会、藤原正憲議員の代表質問を終わります。

以上で、会派の代表質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月8日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時11分 散会）